

# RSPO

持続可能なパーム油のための円卓会議



## 原則と基準

持続可能なパーム油生産のための原則と基準

# 2018\*

RSPO理事会承認及び2018年11月15日  
第15回年次総会にてRSPO会員採択

\* 搾油工場向けサプライチェーン要求事項最新版掲載のため2020年2月1日改訂





前文

持続可能なパーム油の生産は、合法的で採算に合い、環境面で適切で、社会の利益となる経営と操業から成り立っています。これは、以下の「原則と基準 (P&C)」及びそれに付随する指標とガイダンスを適用することによって実現されます。

「原則と基準、指標及びガイダンス」第1版(RSPO P&C 2007)は、2007年11月から適用されてきました。これらは2005年11月から2007年11月まで試験的に導入され、その後多くの国で、国別解釈(NI)のプロセスがとられました。RSPO 会員による5年間の適用後、2012年から2013年にかけてRSPO P&C 2007の見直しが行われ、RSPO P&C 2013が完成しました。さらに5年間の適用後、2017年から2018年にかけて、「RSPO 原則と基準検討タスクフォース」による見直しと改訂が行われました。

それぞれの見直しと改訂の目的は、RSPO 会員にとっての、そして持続可能なパーム油を規範とするという共通のビジョンと使命を達成する上での、P&Cの適切性と有効性を高めることです。具体的には、最新の改訂ではP&CをRSPOのセオリー・オブ・チェンジ(ToC)と整合させ、原則と基準の適切性と実用性を高めることによって利用しやすくすることを目指しました。

見直しのプロセスは、国際社会環境認定表示連盟(ISEAL)の適正実施規範の範囲にとどまらず、それぞれ60日間にわたる2回の一般からの意見聴取や、世界10ヵ国での17回にわたる意見聴取のためのワークショップ、6回にわたるタスクフォース会合などが実施され、その結果、再構成された改訂版のRSPO 持続可能なパーム

油生産のための原則と基準(RSPO P&C 2018)が作成されました。

ISEALの適正実施規範に従い、本文書(RSPO P&C 2018)はRSPO総会で採択の後、5年後に再度全面的に見直される予定です。RSPOとその会員は、国際連合世界人権宣言<http://www.un.org/en/documents/udhr/>、及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言<https://www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm>を認識し、支持し、これに従うことを約束しています。

本文書(RSPO P&C 2018)は各基準の指標を定義し、有用な場合にはさらにガイダンスも明示しています。指標とは、基準が満たされていることを実証又は検証するために揃っていない特定の客観的証拠であり、原則、基準、定義とともに、RSPO規格の規範部分を構成します。ガイダンスは、基準及び/又は指標が実際には何を意味しているのかを認証単位や監査機関が理解する助けとなり、適正な実施方法や従うべき実施方法を示す有用な情報で構成されています。ガイダンスは、規格の参考情報部分にあたります。

独立小規模自作農に対しては、現在、別の規格の策定が進められています。

本文書(RSPO P&C 2018)は、2018年11月15日の第15回RSPO総会(GA15)での採択を経て発効します。RSPOの規格作成に関する標準作業手順書(SOP)第9項に定められているとお

り、国別解釈 (NI) は、採択の日から 12 ヶ月以内 (2019 年 11 月 15 日まで) に、RSPO P&C 2018 と完全に整合するように改訂する必要があります。認証保有者は、国別解釈の新版が理事会 (BoG) で承認されてから 1 年以内に当該新版を完全に遵守していなければなりません。

2019 年 11 月 15 日までに国別解釈を改訂していない国では、その改訂が完了するまで、P&C 2018 が有効です。

国別解釈がない国及び／又は会員が自社の操業に適用される地域別解釈を実施してきた場合は、P&C 2018 は採択後直ちに (2018 年 11 月 15 日) 効力が生じ、採択日以降に新たに行われる認証業務に用いられるものとします。

すでに認証を取得している主体は、P&C 2013 (又はこれに対応する現行の国別解釈) に照らした年次査察評価 (ASA) を、1 回を上限として追加で実施することで、採択日から国別解釈の改訂が完了するまでの間、認証を維持することができますが、その次に実施する ASA では、最新版である RSPO P&C 2018 への遵守を明示するものとします。

基準 7.12 では、2018 年 11 月 15 日 (すなわち、GA15 での P&C 採択) 以降に新たに開墾する場合は、事前に HCV-HCS 評価を行わなければならないと定めています。タスクフォースは、これにはさまざまなケースがあり、HCV 評価がすでに実施されて承認されているケースや承認の手続が進められているケースがあることを認識しています。付属文書 5 では、新規の開墾を行う場合、行わない場合

のそれぞれについて、この新たな要件が既存の認証と新規の認証のさまざまなケースにどのように適用されるかを示しています。

RSPO P&C 2018 の文言との整合性を確保するため、RSPO の他の規範文書とガイダンスには必要な改訂が行われることになっています。そのため、原則 3 の末尾にある搾油工場に対するサプライチェーン要求事項に関する免責事項と運用上の留意事項に注意してください。

付属文書 1 には、本規格で用いる専門用語の定義を記載しています。それ以外の一般的ガイダンスは付属文書 2 に示しました。パーム油生産に適用される主な国際法や条約は付属文書 3 に記載しています。付属文書 4 には基準 2.3.2 の実施手続き上必要な詳細事項を記載しています。

本文書は、「RSPO 原則と基準検討タスクフォース」が提案し、RSPO 理事会が 2018 年 10 月 12 日に承認した重要 (C) 指標を明らかにしています。

本文書の英語版とそれ以外の言語の翻訳版で矛盾や不一致がある場合には、常に英語版が優先されるものとします。

### 重要なお知らせ

基準に  のシンボルがある場合は、付属文書 2 の補足ガイダンスを参照してください。

# 目次



前文.....		インパクト目標ー	
1. 適用範囲.....	6	地球：次世代のための生態系の保全・保護・向上.....	52
2. RSPO のビジョンとセオリー・オブ・チェンジ.....	8	原則 7：生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる。.....	53
3. 成果の重視.....	11	付属文書 1 – 定義.....	65
4. RSPO P&C の構成.....	12	付属文書 2 – ガイダンス.....	84
インパクト目標ー		付属文書 3 – パーム油生産に適用される主な国際法及び条約.....	115
繁栄：競争力があり、強靱で持続可能な産業.....	16	付属文書 4 – 指標 2.3.2 に関する実施手順.....	132
原則 1. 倫理的かつ透明性をもって行動する。.....	17	付属文書 5 – HCV 評価から HCV-HCS 評価への移行.....	133
原則 2. 合法的に操業し、権利を尊重する。.....	20		
原則 3. 産性、効率、正のインパクト及び強靱性を最適化する。.....	22		
搾油工場に対するサプライチェーン要求事項.....	23		
インパクト目標ー			
人々：持続可能な生計と貧困削減.....	33		
原則 4：地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす。.....	34		
原則 5：小規模自作農の参加を支援する。.....	42		
原則 6：労働者の権利と労働条件を尊重する。.....	45		

略語	意味
AFI	アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアチブ
ALS	審査機関認定スキーム
ASA	年次査察評価
ASEAN	東南アジア諸国連合
BHCV WG	生物多様性・高保護価値ワーキンググループ
BMPs	最善の管理慣行、最善管理慣行
BOD	生物化学的酸素要求量
BoG	理事会
CABI	国際農業生物化学センター
CB	認証機関
CBA	団体協約
CBD	生物多様性条約
CPO	粗パーム油
CSO	市民社会団体
DfID	国際開発省 (英国の政府機関)
DLW	まっとうな生活賃金
EFB	空果房
FAO	国連食糧農業機関
FFB	アブラヤシ果房

略語	意味
FPIC	自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意
FSC	森林管理協議会
GA	総会
GHG	温室効果ガス
GLWC	世界生活賃金連合
H&S	安全衛生
HCS	炭素貯留量の多い
HCSA	高炭素貯留アプローチ
HCV	保護価値の高い、高い保護価値
HCVRN	高保護価値資源ネットワーク
HFCC	森林被覆率の高い国
HFCL	森林被覆率の高い景観
HGU	事業権 (インドネシア)
HRC	人権委員会
HRD	人権擁護者
ICS	内部統制システム
IDS	開発研究所
IFC	国際金融公社
IFL	原生林景観



略語	意味
ILO	国際労働機関
IP	同一性保持型
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
IPM	総合的病害虫管理
ISO	国際標準化機構
IUCN	国際自然保護連合
JCC	共同協議会
KBA	生物多様性重要地域
KPI	重要業績評価指標
LTA	休業事故
LUCA	土地利用変化分析
MB	物量収支型
NDJSG	森林減少ゼロに関する合同運営委員会
NGO	非政府組織
NI	国別解釈
OER	油抽出率
QMS	品質マネジメントシステム
P&C	RSPO原則と基準 (本文書)
PK	パーム核

略語	意味
PLWG	泥炭地ワーキンググループ
PO	パーム油
POME	搾油工場から排出される廃液
PPE	個人用保護具
RaCP	修復・補償手順
REDD	森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減
RSPO	持続可能なパーム油のための円卓会議
RTE	希少、危急又は絶滅危惧の
SCCS	RSPOサプライチェーン認証規格
SDG	持続可能な開発目標
SEIA	社会環境インパクト評価
SHIG	小規模自作農暫定グループ
SLAPP	市民参加を排除するための戦略的訴訟
SOP	標準作業手順書
ToC	セオリー・オブ・チェンジ
UN	国際連合

## 1. 適用範囲

RSPO 原則と基準 (RSPO P&C) は、全世界のパーム油生産に適用されます。RSPO P&C の適用対象は、パーム油生産と生産に直接使用される種子や化学物質、水などの投入物によるきわめて大きな環境的、社会的なインパクト、そして農園労働や地域社会との関係に関連する社会的インパクトに及びます。

RSPO P&C は、あらゆる生産段階の企業とすべての生産者に適用されます。すなわち、RSPO サプライチェーン認証 (SCC) 規格の独立系搾油工場の定義に該当しない搾油工場や、RSPO 小規模自作農規格 (2018 年 9 月現在策定中で、2019 年に完成予定) の独立小規模自作農の定義や適用要件に該当せず、したがって RSPO 小規模自作農規格が適用できない生産者にも適用されます。本文書では、これらを認証単位といいます。

認証単位は、自らの認証取得から 3 年以内に、関係するスキーム型小規模自作農と外部生産者が確実に遵守することに責任を負います (2017 年版 RSPO 認証システム、4.1.3 項を参照)。スキーム型小規模自作農と外部生産者に対する RSPO P&C 2018 の実施ガイドランスは今後策定される予定です。

RSPO P&C は、既存の作付けのほか、計画、用地選定、開発、拡張及び新規作付けに適用されます。

RSPO の規格が現地の法律と異なる場合は、両者のうち、水準の高い、より厳格なものが常に優先して適用されます。また、適用される法律の一覧を国別解釈で作成する必要があります (RSPO の規格作成に関する SOP 2017 年版、9 項を参照)。

認証が付与されるためには、RSPO P&C と、関連文書に定められたすべての要件の遵守が求められます。何らかの不適合があると、認証の一時停止や取消につながる場合があります (2017 年版 RSPO 認証システム、4.9 項を参照)。明示しなければならないのは、P&C の規範部分 (すなわち、原則、基準及び指標) への遵守です。不適合は、監査人によって指標レベルで指摘されます。参考情報部分 (付属文書 2 ガイドランス) は指標の実施に役立つ情報として示されていますが規範ではなく、この部分に抵触していても不適合にはなりません。



用語	説明	RSPO 規格作成文書	カテゴリー
原則	望ましい成果に関する根本的な記述	望ましい成果に関する根本的な記述で、目的がより詳細に記載されていることが多い。	規範
基準	原則の実施イメージ—原則が実現されているかどうかを判断するための前提条件や手段	原則を実現するために必要な条件。基準は原則に意義や運用可能性を持たせるもので、それ自体は成果の直接的な尺度ではない。	規範
指標	実施状況（実施できているかできていないか）を測定するための評価項目	測定することのできる実施状況をいい、これによって関連する基準が満たされているかどうかの評価が可能となる。指標は意味のある単一のメッセージや情報を示す。	規範
ガイダンス	要求事項（すなわち指標）の理解、実施及び監査を助ける追加的な情報	実際の場面で基準や指標が何を意味しているのかを認証単位や監査機関が理解する助けとなり、適正な実施方法や従うべき実施方法を示す有用な情報で構成される。	参考情報
運用上の留意事項	策定中であることを記述できるようにするために例外的に設けたもの	規格の方法論や要素の最終的な確定よりも前に用語、条件、手順を定めるため、当該方法論や要素がまだ策定中の場合に限り、本規格に付された留意事項	参考情報

## 定義の役割

本規格を通して、一部の用語には RSPO 独自の定義があり、それを本規格の付属文書 1—定義に記載しています。これらの定義は、基準及び指標を拘束する要素です。

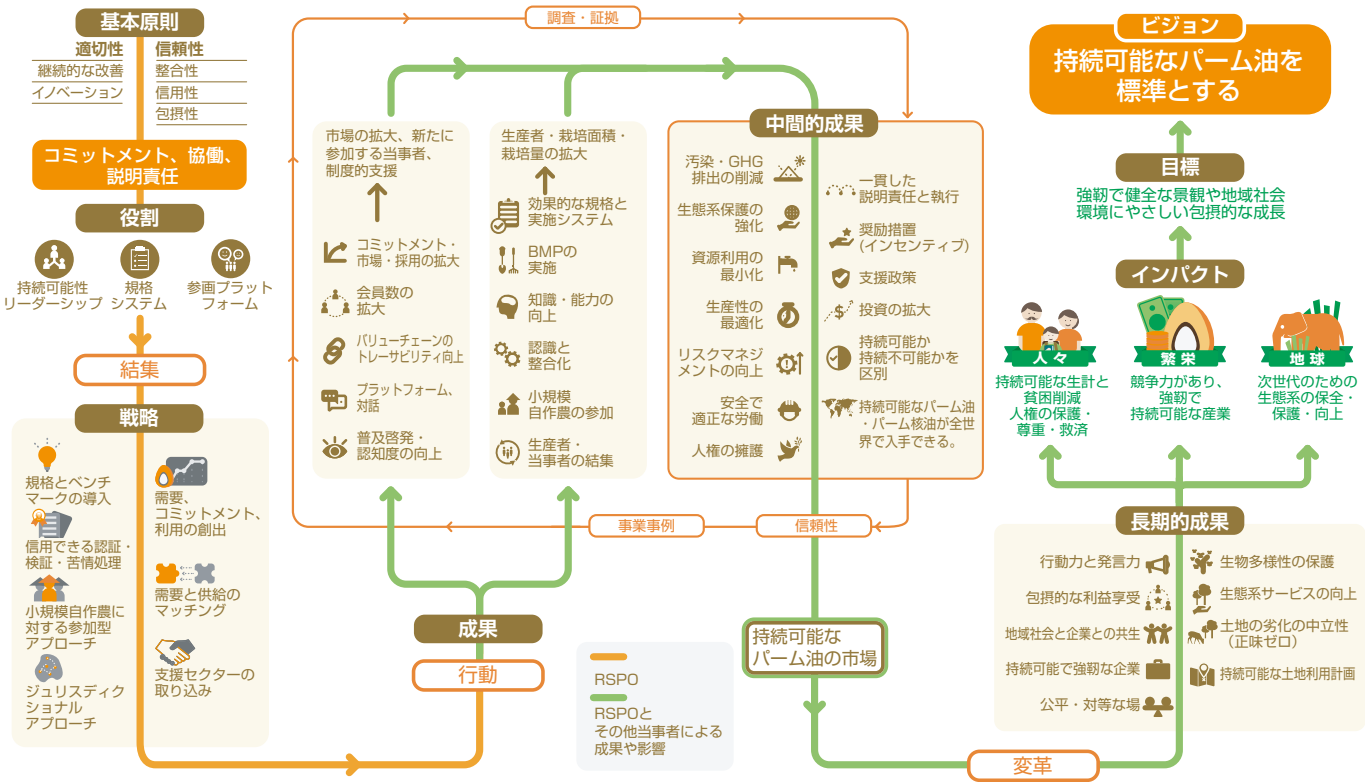
## 2. RSPOのビジョンとセオリー・オブ・チェンジ



RSPOのセオリー・オブ・チェンジ (ToC) は、持続可能なパーム油を標準にするというビジョンをRSPOがどのように実現していくを示すロードマップです。RSPOは、会員、パートナー、その他当事者のサポートを得て、パーム油産業に変革を引き起こすカギとなる戦略や活動を実行に移します。これらの戦略は、RSPO規格の導入拡大、RSPOシステムの透明性向上と参加拡大、持続可能なパーム油の市場での利用拡大、そしてこれらを可能にする環境の整備という形で、直接的な成果をもたらすためのものです。ゆくゆくはこれらの成果が、アブラヤシ農家の生活の質を向上させ、パーム油産業にさらなる繁栄をもたらし、われわれの地球とその資源の保全を向上させるような結果につながるはずです。ToCが完全に実現すれば、最も重要な場、すなわち、アブラヤシ、自然環境、地域社会が共生できる空間に変革をもたらされます。ToCは、RSPO P&Cを適用することの効果を監視、評価、報告するための枠組みも提供します。

RSPO ToCの詳細については以下を参照してください。

<https://rspo.org/about/impacts/theory-of-change>





P&C が効果的に実施され、より多くの生産者がそれを採用することで、次のような中間的成果が得られる。

- 資源利用の最小化（土壌、水、エネルギー）、投入物の使用量削減—コストの削減
- 汚染の削減（水、大気、温室効果ガス（GHG））
- リスクマネジメントの向上—管理計画・評価
- 生態系保護の強化
- 生産性の最適化
- 土地や使用権の尊重
- 地域社会の全メンバーに対する安全でまっとうな労働

RSPO における変革のプロセスの特徴は、**結集、行動、変革**という流れにあります。これは RSPO ToC の中核であり、責任の共有と結果に対する説明責任という概念に裏打ちされています。

**コミットメント**：すべての当事者が市場の変革に責任を持って貢献する。

**協働**：一致協力する必要性を認識し、これを実現させる。協働なくして市場の変革は実現しません。

**説明責任**：コミットメントと協働は、インパクトに対する責任共有により果たされるものです。パートナーや会員に求められるのは、責任を持って参加し、結果に対して相互に合意した説明責任を負うことです。

## 3. 成果の重視

2018年版RSPO P&Cにおける見直しの中心となる目的としては以下が挙げられます。

- インパクトに関する要素を組み込むこと
- 数値化する（測定可能にする）ことによって適切性と実用性を高めること
- インパクトに関する要素を ToC に従って組み込むこと

技術的、政策的な課題が多いため、指標レベルの具体的に測定可能な成果を提案することはそもそも不可能であり意味がない、という点に留意することが重要です。他の規格に関する研究や経験から、こうした課題には以下が含まれます。

- 属性－成果の達成が、多くは生産者の制御できないさまざまな作用や事情に基づいていること（天候、市場原理、病害虫）
- 世界規模で妥当な成果を定義すること
- 資金力のある大規模生産者の優遇が中小規模の生産者の意欲をそぐ可能性があること
- データの報告システムや管理にかかわるコストや負担

ただし、成果重視の P&C であっても、一連の基準と目的とする成果との結びつきをきわめて明確に示すことによって、達成することは可能です。さらに、RSPO に対する報告要件が、継続的な改善に関する基準 3.2 として、経営の原則に組み込まれています。

これによって RSPO は、P&C を実施した結果に関する情報を得ることができません。この要件は戦略的な数値指標を取り上げており、P&C に直接関係するとともに、ToC や RSPO の組織に関する重要業績評価指標（KPI）に沿ったものです。提出された報告は匿名化されて、分析、マーケティング、インパクト評価に用いられます。

こうした数値指標に関する選択基準には以下があります。

- 生産者に対する付加価値
- P&C の要件との関係
- ToC の主要な成果
- 測定、監視及び／又は報告に関する既存の要件

## 4. RSPO P&Cの構成

RSPO P&Cは、RSPO ToCに従って3つのインパクト分野で構成されています。



インパクト目標 **繁栄**  
競争力があり、強靱で持続可能な産業

- 原則 1. 倫理的かつ透明性をもって行動する。
- 原則 2. 合法的に操業し、権利を尊重する。
- 原則 3. 生産性、効率、正のインパクト及び強靱性を最適化する。



インパクト目標 **人々**  
持続可能な生計と貧困削減

- 原則 4. 地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす。
- 原則 5. 小規模自作農の参加を支援する。
- 原則 6. 労働者の権利と労働条件を尊重する。



インパクト目標 **地球**  
次世代のための生態系の保全・保護・向上

- 原則 7. 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる。



インパクト分野のToC	目的のToC	テーマ原則
<b>繁栄</b> <b>インパクト目標</b> 競争力があり、強靱で持続可能な産業	持続可能で競争力のある強靱なパーム油産業は、サプライチェーン全体の長期的な存続可能性とともに、民間企業とアブラヤシ栽培地の地域社会の生活の双方に利益の共有を保証する。効果的な計画と管理のシステムは、経済的な存続可能性、環境や社会面でのコンプライアンス、リスクに対処し、RSPO P&C への適合性を確保するための手順やシステムを確立し、持続可能なパーム油に向けた継続的な改善を支える。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 倫理的かつ透明性をもって行動する。</li> <li>2. 合法的に操業し、権利を尊重する。</li> <li>3. 生産性、効率、正のインパクト及び強靱性を最適化する。</li> </ol>
<b>住民</b> <b>インパクト目標</b> 持続可能な生計と貧困削減	人権の保護、尊重、救済が行われる。パーム油産業が貧困削減に貢献し、パーム油の生産が持続可能な生計の源泉になる。人権が尊重される。人々が自分たちに影響を及ぼすプロセスに参加し、参加の機会や利益を共有する。パーム油生産に携わるすべての者が、尊厳をもって平等に、仕事や地域社会、健全な労働・生活環境のなかで、自らの可能性を十分に発揮する機会を平等にもつ。	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす。</li> <li>5. 小規模自作農の参加を支援する。</li> <li>6. 労働者の権利と労働条件を尊重する。</li> </ol>
<b>地球</b> <b>インパクト目標</b> 次世代のための生態系の保全・保護・向上	生態系とそのサービスは、持続可能な消費と生産や自然資源の持続可能な管理等を通じて保護され復元されており、強靱である [森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、劣化の阻止及び逆転並びに生物多様性損失の阻止を図る (持続可能な開発目標 15)]。継続的な GHG 削減を通じて気候変動への対処が行われ、大気や水の汚染が抑制される。	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる。</li> </ol>

## 4. RSPO P&amp;Cの構成



	基準の主題	2018年版P&Cの基準番号	2013年版P&Cの基準番号	
繁栄	1. 情報と公表	1.1	1.1 / 1.2 / 6.10	
		コミュニケーションと協議	1.1	6.2
	2. 倫理的行動へのコミットメント	1.2	1.3 / 6.10	
		法令の遵守	2.1	2.1 / 6.10
	3. 第三者から調達したFFBの合法性	2.2	n.a.	
		2.3	n.a.	
		3.1	3.1	
		3.2	8.1	
		3.3	4.1	
		3.4	5.1 / 6.1 / 7.1	
		3.5	n.a.	
	4. 継続的な改善と報告	3.6	4.7 (一部)	
		3.7	4.8	
人々	4. 人権	4.1	6.13	
		4.2	6.3	
	4.3	6.11 (一部)		
	4.4 および 4.5	2.3 / 7.5		
	4.6 および 4.7	6.4 / 7.6		
	4.8	2.2		
	5. 小規模自作農に対する公平かつ透明性をもった対応	5.1	6.1	
5.2	6.11 (一部)			
6. 差別の禁止	6.1	6.8		
	6.2	6		
	6.3	6.6		
	6.4	6.7		
	6.5	6.9		
	6.6	6.12		
	6.7	4.7 (一部)		
	7.1	4.5		
	地球	7. 効果的な総合的病害虫管理	7.2	4.6
			7.3	5.3
7.4		4.2 / 7.2		
7.5		4.3 & 7.4 (一部)		
7.6		4.3 & 7.2		
7.7		4.3 & 7.4 (一部)		
7.8		4.4		
7.9		5.4		
7.10		5.6 / 7.8		
7.11		5.5 / 7.7		
7.12	5.5 / 7.3			

セオリー・オブ・チェンジとの関係-中間的成果	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上、分野横断的	
リスクマネジメントの向上、分野横断的	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上	
リスクマネジメントの向上、安全でまっとうな労働	
リスクマネジメントの向上、安全でまっとうな労働	
人権の擁護	
人権の擁護	
人権の擁護	
人権の擁護	
人権の擁護	
包摂的な利益享受、地域社会	
包摂的な利益享受、小規模自作農	
包摂的な利益享受、小規模自作農	
人権の擁護、安全でまっとうな労働	
人権の擁護、安全でまっとうな労働	
人権の擁護、安全でまっとうな労働	
人権の擁護、安全でまっとうな労働	
人権の擁護、安全でまっとうな労働	
人権の擁護、安全でまっとうな労働	
安全でまっとうな労働	
資源利用、汚染、生産性	
資源利用の最小化、汚染	
資源利用の最小化、汚染	
生産性の最適化、生態系	
汚染の削減	
生態系保護、資源利用の最小化、汚染の削減	
汚染、生態系	
資源利用、汚染、生態系	
資源利用の最小化、汚染	
汚染の削減	
汚染の削減	
生態系保護	



## 繁栄 競争力があり、強靱で持続可能な産業



### 目的と成果

持続可能で競争力のある強靱なパーム油産業は、サプライチェーン全体の長期的な持続可能性を確保するとともに、企業と、アブラヤシが栽培されている地域社会の生計の双方に利益が共有されることを確保します。効果的な計画と管理のシステムは、経済的な持続可能性、環境や社会面でのコンプライアンス、リスクに対処し、RSPO P&C への適合性を確保するための手順やシステムを確立し、持続可能なパーム油に向けた継続的な改善を支えます。

#### 原則1

倫理的かつ透明性をもって行動する

#### 原則2

合法的に操業し、権利を尊重する



#### 原則3

生産性、効率、正のインパクト及び強靱性を最適化する

## 原則1

# 倫理的かつ透明性をもって行動する



倫理的な企業行動を推進し、利害関係者との信頼や透明性を構築して強力で健全な関係を確保する。

基準	指標	ToCの成果
1.1 認証単位は、RSPO 基準に関連する環境、社会、法律上の問題について、関連する利害関係者に十分な情報を提供する。この提供は、利害関係者が意思決定に効果的に参加できるように、適切な言語と形式で行う。 	1.1.1 (C) RSPO P&C に定められた管理文書が一般に公開されている。	リスクマネジメントの向上
	1.1.2 情報が適切な言語で提供され、関連する利害関係者が入手できるようになっている。	
	1.1.3 (C) 情報の請求とその回答に関する記録が保管されている。	
	1.1.4 (C) 指名された管理職員によって協議とコミュニケーションの手順が文書化され、すべての関連する利害関係者に対する開示、実施、提供及び説明が行われている。	
	1.1.5 利害関係者及びその指名する代表者の連絡先と詳細に関する最新のリストがある。	
1.2 認証単位はあらゆる事業活動と取引において倫理的に行動することを約束する。 	1.2.1 倫理的行動に関する方針が設けられ、採用や契約を含めたあらゆる事業活動と取引で実施されている。	リスクマネジメントの向上
	1.2.2 前記の方針や全般的な倫理的企業慣行の遵守と実施を監視するためのシステムが設けられている。	


## 原則2

# 合法的に操業し、権利を尊重する

いずれの法域においても、法的要件を事業活動の基本原則として履行する。

基準	指標	ToCの成果
1.1 地方と国の適用法令及び批准された国際法令をすべて遵守する。 	2.1.1 (C) 認証単位が適用される法的要件を遵守している。  2.1.2 法令の遵守を確保するための文書化されたシステムが設けられている。このシステムには法律の変更を追跡する手段が備わっており、業務委託を受けたすべての第三者、人材派遣会社、役員委託業者及び労務委託業者の一覧と法務デューデリジェンスを証明する書類が含まれている。  2.1.3 法的な又は認定された境界が明確に区切られて目に見える形で維持されており、これら法的な又は認定された境界の外では栽培が行われていない。	リスクマネジメントの向上
2.2 業務や労働を提供しているすべての委託業者とアブラヤシ果房のサプライヤーが法的要件を遵守する。 	2.2.1 契約業者の名簿が保管されている。  2.2.2 FFBの供給に関するものを含め、すべての契約に適用される法的要件の充足に関する条項があり、当該第三者がそのことを明示することができる。  2.2.3 FFBの供給に関するものを含めすべての契約に児童労働、強制労働及び人身取引による労働を禁じる条項がある。年少労働者を雇用する場合は、契約に年少労働者の保護に関する条項が含まれている。	リスクマネジメントの向上、 人権の擁護、安全でまっとうな労働







基準	指標	ToCの成果
<p>2.3 認証単位が外部から調達するFFBは、すべて合法的な供給元から調達したものである。</p> 	<p>2.3.1 (C) 直接調達するすべてのFFBに関して、搾油工場が以下を要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● FFBの産地の地理的位置情報</li> <li>● 生産者／小規模自作農による土地の所有権状況又は土地に対する権利／主張の証明</li> <li>● 該当する場合には、栽培／操業／取引に関する有効な許可、又はFFBの売買を許可する協同組合の一員であること。</li> </ul> <p>2.3.2 間接的に調達するすべてのFFBに関して、認証単位が集荷センター、代理業者又はその他の中間業者から指標2.3.1に挙げた証拠を取得している。</p> <p><b>運用上の留意事項</b> 2.3.2の実施手順については付属文書4を参照のこと。</p>	<p>リスクマネジメントの向上</p>

### 原則3

## 生産性、効率、正のインパクト及び強靭性を最適化する



継続的な改善のための計画、手順、システムを実行に移す。

基準	指標	ToCの成果
3.1 	3.1.1 (C) 事業計画書又は経営計画書（最低3年間）が文書化されており、必要な場合には、共同で作成したスキーム型小規模自作農向けビジネス・ケースが含まれている。	リスクマネジメントの向上、 生産性の最適化
	3.1.2 毎年の見直しを伴う、最低でも向こう5年間の年間植え替え計画が入手できる。	
	3.1.3 認証単位がその活動の規模と性質に合わせて計画された間隔で、経営監査を行っている。	
3.2 	3.2.1 (C) 認証単位がもたらす社会や環境への主なインパクトと機会を考慮して、継続的な改善のための行動計画が実施されている。	リスクマネジメントの向上
	3.2.2 監視と継続的な改善のプロセスの一環として、RSPOの数値指標のテンプレートを使った年次報告書がRSPO事務局に提出されている。	

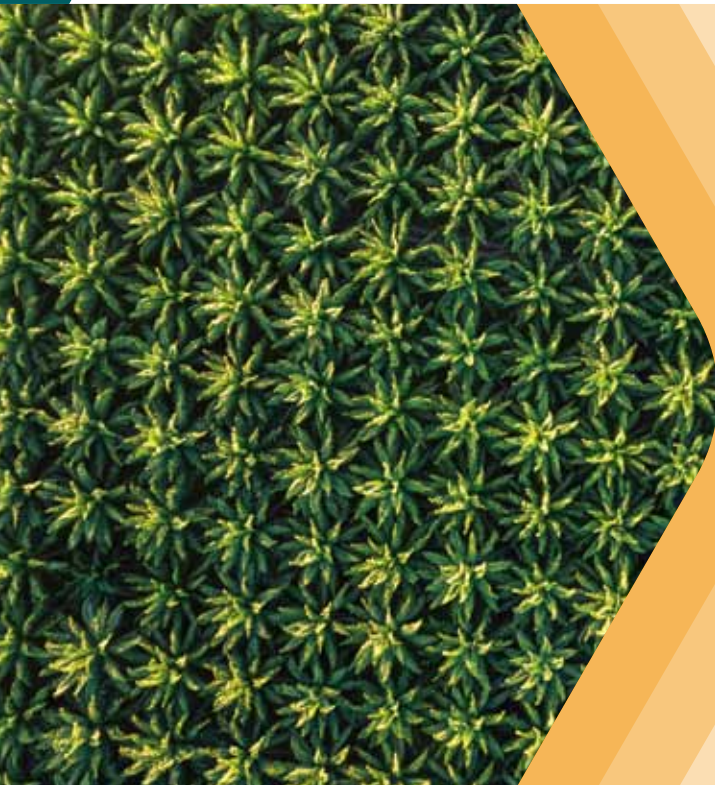
基準	指標	ToCの成果
3.3 作業手順が適切に文書化され、一貫して実施され、監視されている。 	3.3.1 (C) 認証単位の標準作業手順書 (SOP) が設けられている。 3.3.2 手順の一貫した実施を点検する仕組みが設けられている。 3.3.3 監視や実施された措置の記録が保管されており、閲覧できる。	リスクマネジメントの向上
3.4 新規の作付けや操業に先立って包括的な社会環境インパクト評価 (SEIA) が実施され、操業中は、社会環境管理・監視計画が実施され、定期的に更新される。 	3.4.1 (C) 新規の作付けや操業 (搾油工場を含む) にあたり、第三者による SEIA が文書化されている。この評価は、影響を受ける利害関係者を含めた参加型の方法を通じて行われ、小規模自作農や外部生産者のスキームのインパクトを含むものである。 3.4.2 認証単位に関して、SEIA が入手でき、社会環境管理・監視計画が影響を受ける利害関係者の参加を得て策定されている。 3.4.3 (C) 社会環境管理・監視計画が参加型の方法によって実施され、見直され、定期的に更新されている。	リスクマネジメントの向上、 人権の擁護
3.5 人材管理のためのシステムが設けられている。	3.5.1 募集、人選、雇用、昇進、退職及び解雇に関する雇用手順が文書化されており、労働者とその代表が入手できるようになっている。 3.5.2 雇用手順が実施され、記録が保管されている。	リスクマネジメントの向上、 安全でまっとうな労働

### 原則3

## 生産性、効率、正のインパクト及び強靭性を最適化する

基準	指標	ToCの成果
3.6  労働安全衛生 (H&S) 計画が文書化され、効果的に伝達、実施される。	3.6.1 (C) すべての事業活動について、H&S の問題を特定するリスクアセスメントが行われている。軽減のための計画や手順が文書化され、実施されている。	リスクマネジメントの向上、安全でまっとうな労働
	3.6.2 (C) 人々の健康や安全上のリスクに対処するための H&S 計画の有効性について監視が行われている。	
3.7  すべてのスタッフ、労働者、スキーム型小規模自作農、外部生産者及び契約労働者が適切な研修を受けている。	3.7.1 (C) 研修を行うプログラムが文書化されている。研修は、ジェンダー特有のニーズを考慮し、すべてのスタッフ、労働者、スキーム型小規模自作農及び外部生産者が利用することができ、研修対象者が理解できる形で RSPO P&C の関連する側面を対象とし、研修の評価も含まれている。	リスクマネジメントの向上、安全でまっとうな労働
	3.7.2 研修の記録（適当な場合には個人単位のもの）が保管されている。	
	3.7.3 サプライチェーン認証規格（SCCS）の効果的な実施に欠かせない業務を担う人員に対して適切な研修が行われている。研修は当該業務に特化され、同業務に適したものである。	

## 搾油工場向けサプライチェーン要求事項



本章は 2020 年 2 月 1 日の RSPO 理事会で承認されました。

以下の項では、同一性保持型 (IP) モデルと物量収支型 (MB) モデルに準拠していると認定された搾油工場向けの要求事項を規定しています。

RSPO サプライチェーン認証の取得のみを求められている独立系搾油工場には、サプライチェーン認証規格のモジュール A 及び/又は C の遵守が求められます。サプライチェーン認証規格の全ての定義が適用されます。

「RSPO 原則と基準」により、全ての要求事項が「重要指標」に分類されます。

## 搾油工場に対するサプライチェーン要求事項

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項	3.8.1 同一性保持型モデル  工場で加工されるアブラヤシ果房 (FFB) が、RSPO 原則と基準 (RSPO P&C) 又はグループ認証制度により認証された農園／企業農園から調達されたものである場合、その搾油工場は同一性保持型 (IP) とみなされる。  CPO 搾油工場に対する認証は、工場に持ち込まれる認証 FFB の数量と供給源、何らかの加工制御の実施 (例えば物理的な分離が行われているかどうか)、及び RSPO 認証製品の売上高を検証するために必要である。認証 FFB と非認証 FFB を物理的に分離せずに加工している工場については、物量収支型 (MB) モデルのみ該当する。	リスクマネジメントの向上
	3.8.2 物量収支型モデル  RSPO 認証を受けている農園／企業農園と非認証の農園／企業農園の両方から仕入れた FFB を加工している搾油工場は、物量収支型 (MB) とみなされる。この工場には、自工場や第三者の認証供給元以外にも、非認証生産者が FFB を納品している場合がある。こうしたケースでは、認証 FFB の加工により生産されたアブラヤシ製品量のみを MB として主張することができる。	リスクマネジメントの向上



基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	3.8.3 認証搾油工場のCPO及びPK製品の潜在的生産能力の推定トン数は、認証機関(CB)によるP&C認証報告書の概要公開文書に記録するものとする。この数値は、認証搾油工場が一年間に納品できる認証アブラヤシ製品(CPO及びPK)の総量を示す。生産される実トン数については、各翌年の年間査察報告書に記録するものとする。	リスクマネジメントの向上
	3.8.4 搾油工場は、RSPO ITプラットフォームを通じて、適切なサプライチェーンの登録及び報告要求事項も全て満たすものとする。	リスクマネジメントの向上
	3.8.5 文書化された手順  搾油工場は、採用するサプライチェーンモデルで規定された全要素が実施されていることを保証するため、書面による手順及び／又は作業指示書若しくはこれに相当する文書を整備したものとする。これには最低限以下の事項が含まれるものとする。 a) サプライチェーンモデルの要求事項の全要素が実施されていることを示す最新の作業手順一式。 b) サプライチェーンモデルの要求事項を遵守していることを示す最新の記録及び報告書一式(研修記録もこれに該当する)。 c) これらの要求事項の実施及び該当する全ての要求事項の遵守について、全面的責任と権限を担う担当者の役割の特定。この担当者は、本規格実施に関する搾油工場の手順を理解していることを示せるものとする。	リスクマネジメントの向上

## 搾油工場に対するサプライチェーン要求事項

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	d) 搾油工場は、IP 搾油工場内に汚染がないことを確認する手順を含め、認証 FFB 及び非認証 FFB の受領と加工に関する文書化された手順を整備しておくものとする。	
	3.8.6 内部監査 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 搾油工場が以下の事項を実施しているかどうかを判断するため、年次内部監査を実施する手順を文書で定めるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 搾油工場向けの RSPO サプライチェーン及び RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則で定められた要求事項を遵守しているか。</li> <li>b) 組織内で規格要求事項が効果的に実施され維持されているか。</li> </ul> </li> <li>ii. 内部監査の中で何らかの不適合事項が見つかった場合は、是正措置を出されその対応が要求されるものとします。内部監査の結果と不適合事項を是正するために取られた全ての措置については、少なくとも年に一度経営レビューを受けるものとする。内部監査記録と報告は搾油工場が保管するものとする。</li> </ul>	リスクマネジメントの向上

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	3.8.7 購買と物品搬入 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 搾油工場は、受領した認証 FFB のトン数及び供給源並びに非認証 FFB のトン数を検証し文書化するものとする。</li> <li>ii. 搾油工場は、認証されたトン数を越える生産が見込まれる場合には、直ちに CB に通知するものとする。</li> <li>iii. 搾油工場は、不適格 FFB の取り扱いに関する体制及び／又は文書を整備しておくものとする。</li> </ul>	リスクマネジメントの向上
	3.8.8 販売と物品搬出 <p>搾油工場は供給する立場として、RSPO 認証製品に関する少なくとも以下の情報を文書の形で提供することを保証するものとする。情報は完全な状態であるものとし、単一の文書又は RSPO 認証アブラヤシ製品に関する一連の文書（例えば納品書、出荷書類、仕様書類等）により提示することも可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) バイヤーの名称と住所</li> <li>b) 販売者の名称と住所</li> <li>c) 積込又は出荷／納品の日付</li> <li>d) 文書の発行日</li> <li>e) RSPO 認証番号</li> <li>f) 採用するサプライチェーンモデル（同一性保持型、物量収支型又はこれらの認められた略称）を含む製品の説明</li> </ul>	リスクマネジメントの向上

## 搾油工場に対するサプライチェーン要求事項

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	g) 納品された製品の量 h) 関連するあらゆる輸送文書 i) 固有識別番号	
	3.8.9 業務の外注  i. 搾油工場は、搾油業務を外注してはならないものとする。認証を取得した搾油工場が、独立した第三者（例えば貯蔵、輸送又はその他外注した業務の下請業者）に業務を外注する場合は、当該第三者が「RSPO サプライチェーン認証規格」の要求事項を遵守することを、保証するものとする。  ii. 搾油工場は以下の事項を保証するものとする。 a) 搾油工場は、外注した工程に含まれることとなる、投入材料全ての法的所有権を有している。 b) 搾油工場は、委託業者と交わした署名済みかつ法的執行力を有する合意により、外注した工程を対象とした合意書又は契約書を各委託業者と結ぶ。監査が必要と思われた時、認証機関（CB）が外注委託業者又は事業体に入入りできることを保証する責任は、搾油工場側にある。	リスクマネジメントの向上

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	<p>c) 搾油工場は、外注した工程について、明確な手順が示され文書化された統制システムを備えており、関連委託業者に伝達する。</p> <p>d) 搾油工場は、事前に告知した場合、関わっている独立した第三者が、その操業、システム及びあらゆる情報を入手するために必要な権限を正式に認定されたCBに提供することを、さらに保証するものとする。(例えば、契約上の手配により)。</p>	
	3.8.10 搾油工場は、RSPO 認証アブラヤシ製品の物理的取り扱いに使用したすべての委託業者の名称及び連絡先詳細を、記録するものとする。	リスクマネジメントの向上
	3.8.11 搾油工場は、次回監査の実施前に前もって、RSPO 認証アブラヤシ製品の物理的取り扱いに使用したあらゆる新規委託業者について、その名称及び連絡先詳細をCBに知らせるものとする。	リスクマネジメントの向上

## 搾油工場に対するサプライチェーン要求事項

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	3.8.12 記録保存 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 搾油工場は、「RSPO サプライチェーン認証規格」要求事項の全側面を対象とする、正確で完全で、最新かつ容易に入手できる記録と報告を、保管するものとする。</li> <li>ii. 全ての記録と報告の保存期間は、最低二年とする。また関連する法律及び規制の要求事項を遵守し、在庫にある原材料又は製品の認証状況が確認できるものとする。</li> <li>iii. 同一性保持型モデルの場合、搾油工場は受領した全ての RSPO 認証 FFB と納品した全ての RSPO 認証 CPO 及び PK について、リアルタイムで記録し収支を合わせておくものとする。</li> <li>iv. 物量収支型 (MB) モデルの場合、搾油工場は               <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 受領した全ての RSPO 認証 FFB と納品した全ての RSPO 認証 CPO 及び PK について、リアルタイム及び/又は三か月ごとに記録し収支を合わせておくものとする。</li> <li>b) 納品された認証 CPO 及び PK の総量は、RSPO の定める換算率に従って材料会計システムから差し引かれる。</li> <li>c) 搾油工場は、在庫がある場合のみ物量収支型を販売し納品することが可能である。在庫には、三か月以内に納品される受注済み製品も含めることができる。但し、搾油工場には空売りが認められている (すなわち、在庫に入る前に製品を販売することが可能)。</li> </ul> </li> </ul>	リスクマネジメントの向上

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	3.8.13 抽出率  信頼できる認証 CPO 及び PK の推定産出量を投入量から算出するために、油抽出率 (OER) 及び核油抽出率 (KER) を用いるものとする。搾油工場は、過去の経験に基づき、文書化され一貫性をもって適用される工場独自の抽出率を決定し設定するものとする。	リスクマネジメントの向上
	3.8.14 抽出率は、その正確性を担保するため、実績又は必要であれば業界平均に照らして定期的に改定するものとする。	リスクマネジメントの向上
	3.8.15 加工  同一性保持型モデルの場合、搾油工場は、文書化された手順と記録保存により、RSPO 認証アブラヤシ製品が輸送中や貯蔵中も含め非認証アブラヤシ製品から完全に分離された状態が保たれていることを、確実に保証し検証するものとする。	リスクマネジメントの向上

## 搾油工場に対するサプライチェーン要求事項

基準	指標	ToCの成果
3.8 搾油工場向けのサプライチェーン要求事項 (続き)	3.8.16 取引登録  i. 船荷証券又は発送文書の日付を発送日として、発送後三か月以内に RSPO 認証製品が精製工場、圧搾工場及びトレーダーに認証品として販売された場合、搾油工場は RSPO IT プラットフォーム上で出荷告知を行うものとする。  ii. 除去：他のスキーム若しくは通常品として販売された場合、又は生産不足、損失若しくは損害の場合、RSPO 認証量は RSPO IT プラットフォームから除去されるものとする。	リスクマネジメントの向上
	3.8.17 主張  搾油工場が主張できるのは、RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則を遵守した RSPO 認証パーム油の生産に関する事項に限定される。	リスクマネジメントの向上



## 人々 持続可能な生計と貧困削減



### 目的と成果

人権の保護、尊重、救済が行われる。パーム油産業が貧困削減に貢献し、パーム油の生産が持続可能な生計の源泉の1つとなる。人権が尊重される。人々が自分たちに影響を及ぼすプロセスに参加し、参加の機会や利益を共有する。パーム油生産に携わるすべての者が、尊厳をもって平等に、仕事や地域社会、健全な労働・生活環境のなかで、自らの可能性を十分に発揮する機会を平等にもつ。

#### 原則4

地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす

#### 原則5

小規模自作農の参加を支援する



#### 原則6




労働者の権利と労働条件を尊重する

## 原則4

# 地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす


地域社会の権利を尊重し、平等な機会を提供し、参画によって得られる利益を最大化し、必要な場合には救済を確保する。

基準	指標	ToC の成果
4.1 認証単位は人権を尊重する。これには人権擁護者の権利の尊重も含まれる。 	4.1.1 (C) 人権擁護者 (HRDs) に対する報復の禁止を含め、人権の尊重に関する方針が文書化され、労働者、事業体、サプライチェーン及び地域社会のあらゆるレベルに周知され、認証単位及び業務委託先（警備委託先を含む）による威嚇やハラスメントが禁じられている。	人権の擁護
	4.1.2 事業における傭兵や民兵の使用を含め、認証単位が暴力の扇動やいかなる形のハラスメントも行っていない。	
4.2 異議申立てや苦情の取扱いに関して相互の合意による文書化されたシステムがあって実施されており、影響を受けるすべての当事者によって承認されている。 	4.2.1 (C) この相互の合意によるシステムは、影響を受けるすべての当事者に開放されており、紛争を効果的で時宜を得た適切な方法で解決し、要請された場合には異議申立人、人権擁護者、地域社会の代弁者、公益通報者の匿名性は確保され、報復や脅迫のリスクはなく、また、人権擁護者の尊重に関する RSPO 方針に従っている。	人権の擁護
	4.2.2 読み書きのできない者を含め、影響を受ける当事者が確実にシステムを理解できるようにする手順が設けられている。	
	4.2.3 認証単位が苦情を申し立てた当事者に合意した期間に対する進捗を含め進捗状況を報告しており、その結果は関連する当事者が入手することができ、彼らに通知されている。	

基準	指標	ToC の成果
4.2 異議申立てや苦情の取扱いに関して相互の合意による文書化されたシステムがあつて実施されており、影響を受けるすべての当事者によって承認されている。(続き) 	4.2.4 紛争解決の仕組みには、第三者による法的・技術的助言を得られること、申立人が補佐役及び／又はオブザーバーを務める個人又はグループを選任できること、及び第三者の調停人を利用することが含まれている。	人権の擁護
4.3 認証単位は地域社会が同意する現地の持続可能な発展に貢献する。 	4.3.1 地域社会との協議の結果に基づく地域社会の発展への貢献が明示されている。	人権の擁護
4.4 アブラヤシ栽培への土地の利用により、他の利用者の法律上、慣習上の権利や使用権が、彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意なしに、損なわれていない。 	4.4.1 (C) 慣習地の法的な所有権や賃借権又は許可を得た使用が、自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC) のプロセスを経て、慣習上の土地所有者により許可されたものであることを示す文書。土地保有の履歴と、その土地の法的又は慣習的な実際の使用に関連する文書が入手できる。	人権の擁護

## 原則4


### 地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす



基準	指標	ToC の成果
4.4 アブラヤシ栽培への土地の利用により、他の利用者の法律上、慣習上の権利や使用権が、彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意なしに、損なわれていない。 (続き) 	4.4.2 FPIC のプロセスを詳述した、合意形成プロセスと交渉による合意を証明する文書の写しが入手できる。これには以下のものが含まれる。 a) 地域社会内の影響を受けるすべてのグループとの信義誠実に基づく協議や話し合いを通じて計画が策定された証拠、中でも、影響を受けやすいグループ、マイノリティ及びジェンダーグループが協議に入っていることを保証する証拠、及び影響を受けるすべてのグループに情報が提供されていることの証拠。ここには意思決定にこれらのグループを参加させるためにとられる措置に関する情報を含む。 b) 操業に同意するか否かについて地域社会が決定を下した際に、認証単位がその決定を尊重したことの証拠。 c) 自分たちの土地での操業を認めることの法的、経済的、環境的及び社会的意味合いを、影響を受ける地域社会が理解し、受け入れていることの証拠。この意味合いには、その土地に対する認証単位の権原、操業権又は賃貸借契約の期間が満了した時に自分たちの土地の法的地位がどうなるかを含む。 4.4.3 (C) 影響を受ける当事者（該当する場合には近隣の地域社会、及び関係当局を含む）を含めた参加型マッピングを通じて、認知されている法律上、慣習上の権利や使用権が及び範囲を示す適切な規模の地図が作成されている。	人権の擁護

基準	指標	ToC の成果
<p>4.4 アブラヤシ栽培への土地の利用により、他の利用者の法律上、慣習上の権利や使用権が、彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意なしに、損なわれていない。 (続き)</p> <p><b>i</b></p>	<p>4.4.4 インパクト評価、利益配分案及び法的取決めを含め、関連するすべての情報が適切な形式と言語で入手できる。</p> <p>4.4.5 (C) 地域社会が自ら選任した組織や代表者を通じて代表されていることを示す証拠が入手できる。この代表者には彼らが選択した場合法律顧問も含まれる。</p> <p>4.4.6 FPIC を通じて締結した合意の実施が、影響を受ける当事者との協議により、毎年見直されることの証拠がある。</p>	<p>人権の擁護</p>
<p>4.5 法律上、慣習上の権利や使用権の存在を明示できる地域住民の土地では、FPIC なしに新規作付けは行われない。これについては、当該利害関係者やその他の利害関係者が自らを代表する組織を通じて意見を表明できるようにする文書化されたシステムを通じて処理される。</p> <p><b>i</b></p>	<p>4.5.1 (C) 明示可能な法律上、慣習上の権利や使用権を特定し、評価したことを示す文書が入手できる。</p> <p>4.5.2 (C) FPIC がすべてのアブラヤシ開発について、包括的なプロセスを通じて取得されている。これには特に、地域社会が領域、土地及び資源に対して有する法律上、慣習上の権利が地域社会を代表する組織を通じて全面的に尊重されていることが含まれる。また、関連するすべての情報や文書が入手可能であり、文書化された長期にわたる双方向の協議・交渉のプロセスの中で、資金援助を受けて第三者の助言を得ることも選択肢となっている。</p>	<p>人権の擁護</p>

## 原則4


### 地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす

基準	指標	ToC の成果
4.5 法律上、慣習上の権利や 使用権の存在を明示でき る地域住民の土地では、 FPIC なしに新規作付けは 行われぬ。これについ ては、当該利害関係者や その他の利害関係者が自 らを代表する組織を通じ て意見を表明できるように する文書化されたシス テムを通じて処理される。 (続き) 	4.5.3 影響を受ける地域住民が、最初の話し合いの前及び間、情報収集とこれに関連する協議の段階の間、交渉期間中、及び認証単位との合意に署名し、承認するまでの間、自分たちの土地に計画されている操業を拒否する権利を有することを了解していることの証拠が入手できる。交渉による合意は強制によるものではなく、自主的に交わされ、新規の操業に先立って実施される。  4.5.4 地域の食料と水の安全保障を確保するため、FPIC のプロセス、地域住民との参加型の社会環境インパクト評価 (SEIA) 及び参加型の土地利用計画の一環として、食料と水の供給のための広範にわたる選択肢が考慮されている。土地配分プロセスに透明性がある。  4.5.5 影響を受ける地域社会や権利の保有者が、自らの土地で計画されている操業の法的、経済的、環境的及び社会的意味合いに関して、プロジェクトの提案者とは独立した情報や助言を利用する機会を得る選択肢があったことの証拠が入手できる。  4.5.6 事業者が新規の操業許可又は土地の権原が与えられる前に、地域社会（又はその代表者）がその操業の初期計画段階に同意したことの証拠が入手できる。	人権の擁護

基準	指標	ToC の成果
4.5 法律上、慣習上の権利や使用権の存在を明示できる地域住民の土地では、FPIC なしに新規作付けは行われない。これについては、当該利害関係者やその他の利害関係者が自らを代表する組織を通じて意見を表明できるようにする文書化されたシステムを通じて処理される。(続き) 	4.5.7 2018年11月15日以降は、現行(2005年以降)の国益のための承諾なしの収用(収用権)発動による農園用及び搾油工場用の土地の新規取得は行われない。ただし、農地改革又は反麻薬プログラムの恩恵を受ける小規模自作農の場合は除く。  4.5.8 (C) 自発的に孤立している地域社会が居住する区域での土地の新規取得が行われていない。	人権の擁護
4.6 法律上、慣習上の権利や使用権の喪失に対する補償に関する交渉は、先住民、地域社会及びその他の利害関係者が自らを代表する組織を通じて意見を表明できるようにする文書化されたシステムを通じて行われる。 	4.6.1 (C) 法律上、慣習上の権利や使用権を特定するための相互に合意した手順、及び補償を受ける資格を有する人々を特定するための手順が設けられている。  4.6.2 (C) 公正で男女平等な補償(金銭その他)を算出、配分するための相互に合意した手順が設けられており、参加型の方法で実施、監視及び評価が行われ、この評価の結果として是正措置がとられている。  4.6.3 小規模自作農地に対する権原を保有する機会が男女平等に提供されていることの証拠が入手できる。	人権の擁護

## 原則4

### 地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす


基準	指標	ToC の成果
4.6 	4.6.4. 交渉による合意、補償及び支払いのプロセスと結果が、影響を受ける当事者が参加した証拠とともに文書化されており、当該当事者に公開されている。	人権の擁護
4.7	4.7.1 補償を受ける資格を有する人々を特定するための相互に合意した手順が設けられている。 4.7.2 (C) 公正な補償（金銭その他）を算出、配分するための相互に合意した手順が設けられて文書化されており、影響を受ける当事者に公開されている。 4.7.3 農園拡張のために、土地を利用する機会や土地の権利を失った地域社会に対して、農園開発から生じる利益を享受する機会が与えられている。	人権の擁護





基準	指標	ToC の成果
<p>4.8 土地を使用する権利が明示されており、法律上、慣習上の権利や使用権を有することを明示できる地域住民からの法的な異議申立てが行われない。</p>	<p>4.8.1 紛争が現在又はすでに生じている場合には、権原の合法的取得に関する証明書、並びに権原の取得時に法律上、慣習上の権利や使用権を有していたすべての者に対して相互の合意による補償が行われたことの証拠が入手でき、紛争当事者に提供される。また、文書化された FPIC のプロセスに従って補償が受領されたことの証拠が入手できる。</p> <p>4.8.2 (C) 認証単位の操業する区域には土地紛争がない。土地紛争がある場合は、受け入れ可能な紛争解決プロセス（基準 4.2 及び 4.6 を参照）が実施され、関係当事者に受け入れられている。新規に取得した農園の場合、未解決の紛争には認証単位が適切な紛争解決の仕組みを通じて対処している。</p> <p>4.8.3 現操業の前に、慣習上の権利や使用権の奪取又は強制放棄による土地取得が行われた証拠があり、慣習上の権利や使用権を明示できる当事者が現在も存在する場合、これらの請求については適切な要件（指標 4.4.2、4.4.3 及び 4.4.4）を用いて解決されることになる。</p> <p>4.8.4 土地をめぐる対立や紛争がある場合、紛争が生じている区域の範囲が、影響を受ける当事者（該当する場合には近隣の地域社会を含む）を含めた参加型の方法によって地図上に示されている。</p>	<p>人権の擁護</p>

## 小規模自作農の参加を支援する


小規模自作農をRSPOのサプライチェーンに組み入れ、公平で透明性のあるパートナーシップを通じて小規模自作農の生計を向上させる。

基準	指標	ToCの成果
5.1 認証単位は、すべての小規模自作農（独立小規模自作農及びスキーム型小規模自作農）やその他の地元企業に公平かつ透明性をもって対応する。 	5.1.1 FFB に支払われた現在及び過去の金額が公表されており、小規模自作農が容易にそれを入手できる。 5.1.2 (C) 認証単位が FFB の価格設定を小規模自作農に定期的に説明していることの証拠が入手できる。 5.1.3 (C) 該当する場合には割り増し価格の設定を含め、公平な価格設定について供給元の小規模自作農の同意が得られており、文書化されている。 5.1.4 (C) 女性や、要請がある場合には小規模自作農を助ける独立した代表組織を含め、すべての当事者が意思決定プロセスに参加し、契約について理解していることの証拠が入手できる。これには、融資、貸付／与信、FFB 価格値引きによる植え替え費用返済、及び／又は適切な場合には他の支援の仕組みに関するものが含まれる。 5.1.5 契約は公平で合法的で透明性があり、期間について合意されている。 5.1.6 (C) 合意された支払いが適切な時期に行われ、価格、重量、控除額及び支払額が明記された領収証が交付されている。	<b>包摂的な利益享受</b>

基準	指標	ToCの成果
5.1 認証単位は、すべての小規模自作農（独立小規模自作農及びスキーム型小規模自作農）やその他の地元企業に公平かつ透明性をもって対応する。 (続き) 	5.1.7 独立した第三者によって定期的に計量装置の検証が行われている（政府による場合もある）。  5.1.8 認証単位が独立小規模自作農の認証適合を支援し、必要に応じて、内部統制システム（ICS）の運用主体、認証の保有者、認証材料の保有者と販売者に関し、認証単位と小規模自作農との間の相互の合意を確保する。  5.1.9 (C) 認証単位には小規模自作農のための苦情処理の仕組みがあり、提起された苦情がすべて速やかに対処されている。	包摂的な利益享受
5.2 認証単位は小規模自作農の生計の向上と持続可能なパーム油のバリューチェーンへの組み込みを支援する。 	5.2.1 小規模自作農の生計向上や RSPO 認証への関心拡大に向け、彼らに対する支援の必要性を把握するため、認証単位が、供給元に含まれる女性その他のパートナーを含め、関係する小規模自作農（種類を問わず）と意見交換をしている。  5.2.2 認証単位が生計向上プログラムを策定し、実施している。これには少なくとも、生産性、品質、組織力と経営力及び RSPO 認証の個別要素（独立小規模自作農に関する RSPO 規格を含む）を向上させるための能力開発が含まれている。  <b>運用上の留意事項</b> RSPO は現在、独立小規模自作農に関する規格を別途、策定中である。	包摂的な利益享受

## 原則5


### 小規模自作農の参加を支援する

基準	指標	ToCの成果
5.2 認証単位は小規模自作農の生計の向上と持続可能なパーム油のバリューチェーンへの組み込みを支援する。 (続き) 	5.2.3 必要な場合には、認証単位が小規模自作農に対し、FFB生産の合法性を促進するための支援を提供している。 5.2.4 (C) 認証単位がスキーム型小規模自作農に対して農業の取扱いに関する研修を行っている証拠がある。 5.2.5 認証単位が小規模自作農支援プログラムの進捗を定期的に調査し、報告を公表している。	包摂的な利益享受

## 原則6


# 労働者の権利と労働条件を尊重する


労働者の権利を保護し、安全でまっとうな労働条件を確保する。

基準	指標	ToC の成果
6.1 あらゆる形の差別が禁じられる。 	<p>6.1.1 民族、カースト、国籍、宗教、障がい、性別、性的指向、性的同一性、労働組合への加入、所属政党及び年齢による差別を防ぐよう、差別禁止と機会均等の方針が公表され、実施されている。</p> <p>6.1.2 (C) 地域社会、女性及び移住労働者を含め、労働者や集団が差別されていないことを示す証拠が示されている。証拠には、移住労働者が斡旋手数料を支払っていないことも含まれる。</p> <p>6.1.3 認証単位が、採用、雇用、研修や昇進の機会が業務に必要なスキル、能力、資質及び医学的適性に基づいていることを明示している。</p> <p>6.1.4 妊娠検査が差別の手段として行われておらず、法律で義務付けられている場合のみ認められている。妊娠女性には、別の同等な雇用が提示される。</p> <p>6.1.5 (C) 意識啓発を図り、女性に関する懸念事項並びに機会と改善点を明らかにして対処するため、ジェンダー委員会が設置されている。</p> <p>6.1.6 同一の労働に対して同一賃金であることの証拠がある。</p>	人権の擁護、安全でまっとうな労働

## 原則6



### 労働者の権利と労働条件を尊重する

基準	指標	ToC の成果
6.2 	<p>6.2.1 (C) 適用される労働法、労働協約及び／又はその他団体協約、及び賃金と労働条件に関する証拠書類を労働者がその国の公用語で入手することができ、労働者がそれらについて理解できる言語で説明を受けている。</p> <p>6.2.2 (C) 雇用契約や、賃金や雇用条件（国の法規定に準拠した正規の労働時間、控除、時間外労働、病気休暇、休暇日数、出産・育児休暇、解雇事由、通知期間など）を詳述した関連書類及び給与明細書に、遂行された全作業（家族による労働を含む）に対する報酬についての正確な情報が記載されている。</p> <p>6.2.3 (C) 正規の労働時間、控除、時間外労働、病気、休暇日数、出産・育児休暇、解雇事由、通知期間その他の法的労働基準に関して、法令を遵守していることの証拠がある。</p> <p>6.2.4 (C) 適切な住居、衛生施設、上水道、医療・教育・福利厚生のための施設などの公共施設がないか利用できない場合には、認証単位が国の基準と同等かそれを上回るものを提供している。国内法か、国内法がない場合には ILO の労働者住宅に関する勧告第 115 号が用いられている。認証を受けていない単位を合併する場合には、インフラの向上について詳細に定めた計画が策定されている。インフラの向上には合理的な期間（5 年間）が認められる。</p>	人権の擁護、安全でまっとうな労働



基準	指標	ToC の成果
<p>6.2 スタッフや労働者及び契約労働者に対する賃金や条件が、少なくとも常に法律又は業界の最低基準を満たしており、まっとうな生活賃金 (DLW) を提供するのに十分である。 (続き)</p> <p></p>	<p>6.2.5 労働者に適切で十分かつ手ごろな価格の食料が入手しやすくなるよう、認証単位が努力している。</p> <p>6.2.6 出来高払いやノルマ型を含め、すべての労働者に DLW が支払われており、その算定は正規の労働時間内に達成可能なノルマに基づくものである。</p> <p><b>運用上の留意事項</b> RSPO の労働タスクフォースは、DLW の算出方法詳細を含め、DLW の実施に関するガイダンスを、2019 年を目途に作成する予定である。RSPO 事務局は、RSPO 会員の操業場所であるパーム油生産国であって、世界生活賃金連盟 (GLWC) のベンチマークがない国のために、DLW の国別ベンチマークを実施するよう努力する。</p> <p>6.2.7 認証単位が行うすべての中核業務について、正規常勤雇用が行われている。臨時、一時及び日雇いの労働は、一時的又は季節的な仕事に限られている。</p>	<p>人権の擁護、安全でまっとうな労働</p>

## 原則6

### 労働者の権利と労働条件を尊重する


基準	指標	ToCの成果
6.3 認証単位は、すべての人員が自らの選択で労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由と団体交渉に関する権利が法律で制限されている場合、雇用主はこれら人員がすべて、自立的で自由な結社と交渉を行うための同等な手段を促進する。 	6.3.1 (C) 結社の自由と団体交渉の権利を認める声明がその国の公用語で公表され、すべての労働者に対して各自の理解できる言語で説明されており、それらが明らかに実施されている。	人権の擁護、安全でまっとうな労働
	6.3.2 認証単位が労働組合又は自由に選ばれた労働者代表と行った会議の議事録がその国の公用語で文書化されており、請求に応じて入手できる。	
	6.3.3 経営陣が、登録された組合や労働組織、労働組合、又はその他の自由に選出されたすべての労働者（移民労働者や契約労働者を含む）の代表の構成・設立や運営に介入していない。	
6.4 児童の雇用や搾取を行わない。 	6.4.1 児童労働の禁止や救済を含め、児童の保護に関する正式な方針が設けられており、役務契約及びサプライヤー契約に組み込まれている。	人権の擁護、安全でまっとうな労働
	6.4.2 (C) 最低年齢制限が守られていることの証拠がある。すべての労働者の年齢が、国の定める最低年齢と会社の方針に定める最低年齢のいずれか高い方を上回っていることが人事簿によって示されている。年齢確認を検証する手順が文書化されている。	



基準	指標	ToC の成果
6.4 児童の雇用や搾取を行わない。 (続き) 	6.4.3 (C) 年少者は有害危険ではない労働にしか雇用することができず、その労働には保護のための制限が設けられている。  6.4.4 認証単位が自社の「児童労働ゼロ」方針や児童労働の弊害に関する広報を行っており、監督者をはじめ他の主要スタッフ、小規模自作農、FFBのサプライヤー、労働者の住んでいる地域社会に児童の保護を啓発している。	人権の擁護、安全でまっとうな労働
6.5 職場にハラスメントや虐待がなく、生殖の権利が保護される。 	6.5.1 (C) 性的その他あらゆる形でのハラスメントと暴力を防止する方針が実施されており、あらゆるレベルの労働者に伝達されている。  6.5.2 (C) すべての人々、特に女性の生殖の権利を保護する方針が実施されており、あらゆるレベルの労働者に伝達されている。  6.5.3 経営陣が初産の母親と相談した上でそのニーズを把握し、明らかになったニーズに対処するための措置が講じられている。  6.5.4 苦情処理の仕組みが設けられて実施されており、あらゆるレベルの労働者に伝達されている。この仕組みでは、要請がある場合には匿名性を尊重し、申立人を保護している。	人権の擁護、安全でまっとうな労働

## 原則6

### 労働者の権利と労働条件を尊重する

基準	指標	ToCの成果
6.6  いかなる形の強制労働や人身取引による労働も使用しない。	6.6.1 (C) すべての労働は自発的なものであり、以下は禁止されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身元確認書やパスポートの取り上げ</li> <li>● 斡旋手数料の支払い</li> <li>● 契約すり替え</li> <li>● 意思に反する時間外労働</li> <li>● 労働者の退職する自由の欠如</li> <li>● 雇用の終了に対する罰則</li> <li>● 借金による束縛</li> <li>● 賃金の留保</li> </ul>	<b>人権の擁護、安全でまっとうな労働</b>
	6.6.2 (C) 一時労働者や移住労働者が雇用されている場合には、それらに関する労働方針と手順が設けられ、実施されている。	
6.7 認証単位は自社の管理下にある労働環境が安全であり、過度の健康リスクがないことを確保する。	6.7.1 (C) 安全衛生の責任者が特定されている。責任者と労働者の間の定期的な会合の記録がある。これらの会合では、健康、安全及び福利厚生に関する全当事者の懸念事項が話し合われ、提起された問題が記録されている。	<b>安全でまっとうな労働</b>
	6.7.2 事故や緊急事態への対応手順が定められており、指示がすべての労働者に明確に理解されている。事故対応手順は、労働者の使用する適切な言語で入手できる。応急処置の訓練を受けた専任スタッフが現場とその他の事業所の双方に配置され、応急処置用具が作業現場に用意されている。すべての事故の記録が保管され、定期的に点検されている。	

基準	指標	ToC の成果
6.7	<p>認証単位は自社の管理下にある労働環境が安全であり、過度の健康リスクがないことを確保する。 (続き)</p>	<p><b>安全でまっとうな労働</b></p> <p>6.7.3 (C) 労働者が適切な個人用保護具 (PPE) を使用しており、保護具は、農薬散布、機械操作、地拵え、収穫など、潜在的に危険を伴う作業を対象として、作業現場のすべての労働者に無料で提供されている。農薬散布作業者が PPE の脱衣、身体の洗浄及び私服への着替えができるように、衛生施設が設けられている。</p> <p>6.7.4 すべての労働者に医療が提供され、傷害保険による補償が受けられる。傷害や疾病に至る労働災害で発生した費用は、国内法に従って、又は国内法で保護されない場合には認証単位により、カバーされる。</p> <p>6.7.5 労働災害が休業事故 (LTA) の算定基準を用いて記録されている。</p>

## 地球 次世代のための生態系の保全・保護・向上



### 目的と成果



生態系とそのサービスは、持続可能な消費と生産、自然資源の持続可能な管理に支えられて保護され復元されており、強靱である（持続可能な開発目標 15—森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止及び逆転並びに生物多様性の損失の阻止を図る—に一致）。継続的な GHG 削減を通じて気候変動問題に取り組み、大気や水の汚染が抑制される。食料と繊維の生産における強靱性が向上している。水や大気がいっそうきれいになり、炭素が大気から取りこまれ、現在世代や将来世代のために土壌が再生される。投入物は減少するが、収量は維持、あるいは増大させる。

### 原則7

生態系と自然環境を保護、  
保全し、向上させる


## 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる


環境を保護し、生物多様性を保全し、自然資源の持続可能な管理を確保する。

基準	指標	ToCの成果
7.1 害虫、病害、雑草や侵入外来種は適切な総合的病害管理（IPM）の手法によって効果的に管理される。 	7.1.1 (C) 効果的な害虫防除を確保するために、IPM 計画が実施され、監視されている。	汚染の削減、資源利用の最小化
	7.1.2 世界侵入種データベースと CABI.org に登録されている種は、伝播を防止し監視するための計画が実施される場合を除き、管理区域内では使用しないことになっている。	
	7.1.3 害虫防除の方法として火入れが用いられていない。ただし、他に効果的な方法がなく、政府当局の事前承認を得ているような例外的な場合を除く [国別解釈でプロセスを定める]。	
7.2 農薬は、労働者の健康、家族、地域社会及び環境を危険にさらさないような方法で使用される。 	7.2.1 (C) 使用したすべての農薬について妥当性が明示されている。標的とする害虫、雑草又は病害に特異的に作用する製品や散布方法が、優先的に使用されている。	汚染の削減、資源利用の最小化
	7.2.2 (C) 農薬使用の記録（使用した有効成分とその LD50、散布面積、1ヘクタールあたりの有効成分散布量と散布回数を含む）が提供されている。	
	7.2.3 (C) 農薬の使用が計画において最小限に抑えられ、可能な場合には、IPM 計画に従って撤廃されている	

## 原則7



### 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる

基準	指標	ToCの成果
7.2 農業は、労働者の健康、家族、地域社会及び環境を危険にさらさないような方法で使用される。 (続き) 	7.2.4 農業の予防的な使用は、優良事例に関する国のガイドラインで定められた例外的な場合を除き、行われていない。  7.2.5 デューデリジェンスのプロセスによって検証済みであるか、又は害虫の大発生に対して政府当局が許可した場合を除き、世界保健機関の分類でクラス 1A 又は 1B に分類されている農薬、又はストックホルム条約若しくはロッテルダム条約で指定されている農薬、及びパラコートは使用されていない。 デューデリジェンスとは次のことを指す。 a) 脅威の判定と、これが重大な脅威である理由の検証  b) ほかに使用できる製品がない理由  c) ほかに有害性の低い製品がないことを確認するために用いたプロセス  d) 農薬散布の悪影響を抑えるためのプロセス  e) 推定される散布期間と、特定の大発生に散布を限定するためにとられる措置	汚染の削減、資源利用の最小化




基準	指標	ToCの成果
<p>7.2 農薬は、労働者の健康、家族、地域社会及び環境を危険にさらさないような方法で使用される。 (続き)</p> 	<p>7.2.6 (C) 農薬の取扱い、使用又は散布は必要な研修を終了した者のみによって行われ、必ず製品ラベルに従って散布されている。製品に添付されている使用上の注意が労働者によって適切に守られ、払われ、理解されている(基準 3.6 を参照)。農薬を散布する人員は自分たちが実施する作業について定期的に最新の知識を得ている証拠を示さなければならない</p> <p>7.2.7 (C) すべての農薬の保管が広く認められている優良事例に従って行われている。</p> <p>7.2.8 農薬の容器は適切に処分され、他の用途に使用する場合には責任を持って取り扱われている。</p> <p>7.2.9 (C) ほかに実行可能な方法がない例外的な場合を除き、農薬の空中散布は禁止されている。例外的な散布には、政府当局の事前承認が必要である。空中散布を行う場合には、影響を受ける地域社会に対し、少なくとも 48 時間前に関連情報すべてが提供されている。</p> <p>7.2.10 (C) 農薬散布作業者を対象とした医学的調査が毎年行われており、関連する健康障害を治療するための処置が文書化され、明示されている。</p> <p>7.2.11 (C) 18 歳未満の者、妊娠・授乳中の女性、その他医学的制限のある者は農薬を扱う作業を行っておらず、同等の別の作業が提供されている。</p>	<p>汚染の削減、資源利用の最小化</p>

## 原則7

### 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる


基準	指標	ToCの成果
7.3 	7.3.1 削減、リサイクル、再利用及び毒性・有害特性に基づいた処分を含めた廃棄物管理計画が文書化され、実施されている。	汚染の削減、資源利用の最小化
	7.3.2 労働者と管理者が十分に理解している手順に従って廃棄物が適切に処分されることが明示されている。	
	7.3.3 認証単位が廃棄物の処分に野外焼却を用いていない。	
7.4 	7.4.1 土壌肥沃度を管理して収量を最適化し、環境影響を抑えるため、SOP に盛り込まれた適正な農業慣行が守られている。	汚染の削減、資源利用の最小化、生産性の最適化
	7.4.2 土壌肥沃度と植物の健康度の変化を監視し、管理するため、植物組織と土壌の定期的なサンプリングが実施されている。	
	7.4.3 空果房（EFB）、搾油工場から排出される廃液（POME）、アブラヤシ残渣のリサイクルや無機肥料の適正使用などを含めた栄養再循環戦略が設けられている。	
	7.4.4 施肥の記録が保管されている。	





基準	指標	ToCの成果
7.5 慣行が土壌の侵食や劣化が最小限に抑え、制御している。 	7.5.1 (C) 限界土壌や脆弱土壌（急傾斜地を含む）を特定する地図が入手できる。 7.5.2 アブラヤシの急傾斜地への大規模な植え替えが行われていない。 7.5.3 アブラヤシの急傾斜地への新規作付けが行われていない。	生態系の保護、汚染の削減、生産性の最適化
7.6 新規作付け地を開設する際の用地計画において、土壌調査や地形情報が用いられており、その結果が計画や操業に組み込まれる。 	7.6.1 (C) アブラヤシ栽培地としての長期的な適合性を明示するために、計画や操業において限界土壌や脆弱土壌（急傾斜地を含む）を特定する地図や土壌調査が考慮されている。 7.6.2 限界土壌や脆弱土壌での大規模な作付けが避けられているか、又は必要な場合には、最善の慣行のための土壌管理計画に従って行われている。 7.6.3 排水・灌漑システム、道路その他のインフラ計画の指針として、土壌調査や地形情報が用いられている。	生態系の保護、汚染の削減、生産性の最適化
7.7 2018年11月15日以降は、泥炭地への新規作付けは深さにかかわらず行われず、すべての泥炭地が責任を持って管理される。 	7.7.1 (C) 2018年11月15日以降は、既存及び新規開発地域において泥炭地への新規作付けは深さにかかわらず行われていない。 7.7.2 管理区域内の泥炭地面積についてインベントリ調査が行われ、文書化され、RSPO事務局に報告されている（2018年11月15日から施行）。  <b>運用上の留意事項</b> 泥炭土壌の地図その他の証拠書類は、RSPOの泥炭地ワーキンググループ（PLWG）の監査ガイダンスに従って提供、作成及び共有される（下記7.7.5の運用上の留意事項を参照）。	生態系の保護、汚染の削減、生産性の最適化

## 原則7




### 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる


基準	指標	ToCの成果
7.7 2018年11月15日以降は、泥炭地への新規作付けは深さにかかわらず行われず、すべての泥炭地が責任を持って管理される。 (続き) 	7.7.3 (C) 泥炭の沈下が監視され、文書化され、最小限に抑えられている。 7.7.4 (C) 文書化された水・土地被覆管理計画が策定されている。 7.7.5 (C) 泥炭地に設けられた農園では、少なくとも植え替えの5年前に、RSPOの排水機能評価手順、又はその他RSPOの認めた手法に従って排水機能評価が実施されている。評価の結果が将来の植え替えまでの期間の設定や、泥炭地が自然重力による排水の限界に達する前にアブラヤシ栽培を段階的に廃止するための時間設定（少なくとも40年又は2栽培周期のいずれか長い方）に用いられている。アブラヤシ栽培を段階的に廃止する場合、上昇した水位に適した作物に転換するか（湿地農業）、自然植生の回復が行われている。  <b>運用上の留意事項</b> RSPOの排水機能評価ガイドラインの詳細とそれに関連する概念や詳細な措置については、現在、泥炭地ワーキンググループ（PLWG）が細かな調整と試行を行っているマニュアルに記載されている。最終版は2019年1月にPLWGによって承認されるはずであり、植え替えをしない決定がなされたときに従うべき措置や、他の利害関係者、小規模自作農、地域社会及び認証単位への影響に関する追加のガイダンスが盛り込まれる予定である。関係するすべての経営単位（泥炭地に農園を有する主体）に対しては、必要に応じてPLWGが手順をさらに手直しできるように、2020年1月までさらに12ヵ月間の試行期間を設け、評価手法を活用して、PLWGにフィードバックを提供するよう提案するのが望ましい。認証単位は、このガイドラインの改訂版が入	生態系の保護、汚染の削減、生産性の最適化

基準	指標	ToCの成果
<p>7.7 2018年11月15日以降は、泥炭地への新規作付けは深さにかかわらず行われず、すべての泥炭地が責任を持って管理される。 (続き)</p> <p></p>	<p>手できるようになるまで、植え替えを見合わせるという選択肢もある。代替作物や自然植生の回復に関する追加のガイダンスが PLWG から提供される予定である。</p> <p><b>運用上の留意事項</b> PLWG と小規模自作農暫定グループ (SHIG) は、協働で独立小規模自作農に関するガイダンスを策定する予定である [SHIG の問題と GHG 問題の相互リンク]。</p> <p>7.7.6 (C) 泥炭地にある既存の作付けはすべて、「既存の泥炭地でのアブラヤシ栽培のための RSPO 最善管理慣行 (BMP) マニュアル」第 2 版 (2018 年) 及び関連の監査ガイダンスに従って管理されている。</p> <p>7.7.7 (C) 管理区域内にある作付けしていない保留泥炭地すべて (深さにかかわらず) が「泥炭地保全区域」として保護され、泥炭土壌での認証単位による新規の排水設備、道路建設及び送電線敷設が禁止され、泥炭地が「泥炭地でのアブラヤシ栽培に伴う自然植生の管理と回復のための RSPO 最善管理慣行 (BMP) マニュアル」第 2 版 (2018 年) 及び関連の監査ガイダンスに従って管理されている。</p>	<p>生態系の保護、汚染の削減、資源利用の最小化</p>
<p>7.8 慣行が、地表水や地下水の水質と利用可能性を維持する。</p> <p></p>	<p>7.8.1 水源のより効率的な利用と継続的な利用可能性を促進し、流域の他の利用者への悪影響を防ぐため、水管理計画が策定、実施されている。当該計画は以下に取り組むものである。</p> <p>a) 認証単位がきれいな水の利用を制限せず、地域社会の利用する水の汚染に寄与していない。</p> <p>b) 労働者がきれいな水を十分に利用できる。</p> <p>7.8.2 (C) 適切な水辺とその他の緩衝地帯が「流域保護地区の管理と回復のための最善管理慣行 (BMP) に関する RSPO マニュアル」(2017</p>	<p>生態系の保護、汚染の削減、資源利用の最小化</p>

## 原則7

### 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる

基準	指標	ToCの成果
7.8 適正な慣行により、地表水や地下水の水質と利用可能性が維持される。 (続き) 	年4月)に沿って維持、復元されていることを含め、水路や湿地が保護されている。	<b>生態系の保護、汚染の削減、資源利用の最小化</b>
	7.8.3 搾油工場廃液が国の規則に従って処理されている。搾油工場廃液の水質、特に生物化学的酸素要求量(BOD)が定期的に監視されている。	
	7.8.4 搾油工場によるFFB1トンあたりの水使用量が監視され、記録されている。	
7.9 化石燃料の使用効率と再生可能エネルギーの利用が最適化される。 	7.9.1 化石燃料の使用効率を高め、再生可能エネルギーを最大限に利用するための計画が策定され、監視と報告が行われている。	<b>生態系の保護、汚染の削減、資源利用の最小化</b>
7.10 温室効果ガス(GHG)を含め、汚染や排出を削減するための計画が策定、実施され、監視される。新規の開発はGHGの排出を最小限に抑えるように計画される。 	7.10.1 (C) 認証単位に関するGHG排出が特定され、評価されている。GHG排出を削減又は最小化する計画が実施され、アブラヤシのGHG排出量算定ツールを用いた監視と報告書の公表が行われている。	<b>汚染の削減</b>
	7.10.2 (C) 2014年より、提案された開発区域の炭素貯留量と、開発から直接に生じうる主な排出源が推定され、これを最小限に抑えるための計画が(新規開発に関するRSPO GHG評価手順に従って)策定、実施されている。	
	7.10.3 (C) その他の重大な汚染物質が特定され、それらを削減又は最小限に抑えるための計画が実施され、監視されている。	

基準	指標	ToCの成果
7.11  管理区域内では、地拵えに火入れは用いず、火災は防止される。	7.11.1 (C) 新規作付けや植え替え用の土地の地拵えに火入れを用いていない。 7.11.2 認証単位は、自ら直接管理する区域に対して防火管理対策を設けている。 7.11.3 認証単位が防火管理対策に関して近隣の利害関係者と連携している。	生態系の保護、 汚染の削減

### 7.12 に関する運用上の留意事項

2018年版RSPO原則と基準には、RSPOが確実に森林減少の阻止に効果的に貢献できるように、新たな要求事項が設けられている。これは、高炭素貯留アプローチ（HCSA）ツールキットを改訂版の規格に組み込むことによって達成される。

RSPOのセオリー・オブ・チェンジは、RSPOが持続可能な生計や貧困削減と、生態系の保全、保護、向上を両立させることも約束している。


森林被覆率の高い国（HFCC）では、社会経済的な利益や保障を提供しつつ、地域社会が独自の発展の道筋を選択できるような経済的機会が緊急に必要なのである。


法律上又は慣習上の権利を有する先住民や地域社会による持続可能なパーム油の発展を支援するために、修正した手順が策定される予定である。これらは特定のHFCCに適用され、各国内で森林被覆率の高い景観（HFCL）に適用されることになる。

上記手順の策定は、RSPOの森林減少ゼロに関する合同運営委員会（NDJSG）とHCSAメンバーの主導で行われる。HFCCでは、RSPOが政府や地域社会その他の利害関係者ととも国内や地域の参加型プロセスを通じて、これら手順の策定に取り組む予定である。これらの作業の期間は、NDJSGへの付託事項に定められ、公表されている。

## 原則7


### 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる

基準	指標	ToCの成果
7.12 	<p>7.12.1 (C) 2005年11月以降の開墾が、原生林又は、HCVの保護や向上に必要な地域を損なっていない。2018年11月15日以降の開墾が、HCVやHCS森林を損なっていない。新規の開墾に先立って、過去の土地利用変化分析(LUCA)がRSPOのLUCAガイダンスに従って実施されている。</p> <p>7.12.2 (C) HCV、HCS森林及びその他の保全地域が以下のように特定されている。</p> <p>a) RSPO承認の審査官によってHCV評価が実施された既存の農園であって、2018年11月15日以降に新規の開墾が行われていないものについては、当該農園に対する現行のHCV評価がそのまま有効である。</p> <p>b) 2018年11月15日以降に新たに行われた開墾(既存の農園か新規作付けのためかを問わない)では、HCSAツールキット及びHCV-HCSA評価マニュアルを用いて事前にHCV-HCS評価が行われている。これには、利害関係者との協議が含まれ、より広範な景観レベルの事項が考慮される。</p> <p><b>7.12.2に関する運用上の留意事項</b> 経過措置の詳細については付属文書5:HCV評価からHCV-HCSA評価への移行を参照のこと。</p>	生態系の保護

基準	指標	ToCの成果
<p>7.12 開墾が森林減少を引き起こさず、又は、高い保護価値 (HCV) 若しくは炭素貯留量の多い (HCS) 森林の保護や向上に必要な地域を損なわない。管理区域内の HCV と HCS 森林が特定され、保護や向上が行われる。</p> <p>(続き)</p> 	<p>7.12.3 (C) 森林被覆率の高い国 (HFCC) の中にある森林被覆率の高い景観 (HFCL) の場合、法律上又は慣習上の権利を有する先住民や地域社会による伝承事案や開発に対しては、地域や国の多様な利害関係者が参加するプロセスを考慮して、特別な手順が適用される。この手順が策定され、承認されるまでは、7.12.2. が適用される。</p> <p><b>7.12.3 に関する運用上の留意事項</b></p> <p>地域社会に対する明らかな利益、参加型の土地利用計画に基づく法的及び慣習的な土地の明確な認識がなければならず、開発は地域社会のニーズに見合った、保全と開発のバランスがとれたものでなければならない。この手順は、過去の又は放棄された農地／農園への作付けにも適用される。FPIC や HCV に関する要求事項を含め、その他すべての P&amp;C 要求事項が適用される。</p> <p>7.12.4 (C) HCV、2018 年 11 月 15 日以降の HCS 森林、泥炭地及びその他の保全地域が特定されている場合、それらの保護及び／又は向上が図られている。HCV、HCS 森林、泥炭地及びその他の保全地域の保護及び／又は向上のための統合的管理計画が策定、実施されており、必要な場合には修正されており、また、監視の要件も盛り込まれている。この統合的管理計画は、少なくとも 5 年ごとに見直される。統合的管理計画は関連する利害関係者と協議して策定され、直接管理区域と、関連するより広範な景観レベルの事項 (特定されている場合) を対象としたものである。</p>	<p>生態系の保護</p>

## 原則7

### 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる

基準	指標	ToCの成果
<p>7.12 開墾が森林減少を引き起こさず、又は、高い保護価値 (HCV) 若しくは炭素貯留量の多い (HCS) 森林の保護や向上に必要な地域を損なわない。管理区域内の HCV と HCS 森林が特定され、保護や向上が行われる。 (続き)</p> 	<p>7.12.5 HCV 地域、2018 年 11 月 15 日以降の HCS 森林、泥炭地及びその他の保全地域において地域社会の権利が特定されている場合には、FPIC を通じて得た交渉による合意の証拠なしにこれらの権利が縮小しておらず、当該地域社会のこれら保全地域の維持や管理への参加が奨励されている。</p> <p>7.12.6 HCV 評価で特定されたものか否かにかかわらず、あらゆる希少・危急・絶滅危惧 (RTE) 種が保護されている。労働者に RTE 種の状況について定期的に教育するためのプログラムが設けられている。企業で働いている者がこれらの種を捕獲し、危害を加え、採集し、取引し、所有し又は殺したことが判明した場合には、社内規則や国内法に従って適切な懲罰処置がとられ、文書化されている。</p> <p>7.12.7 HCV、2018 年 11 月 15 日以降の HCS 森林、その他の自然生態系、泥炭地保全区域及び RTE 種の状況が監視されている。この監視の結果が管理計画にフィードバックされている。</p> <p>7.12.8 (C) 2005 年 11 月以降に事前の HCV 評価を行わずに、又は 2018 年 11 月 15 日以降に事前の HCV-HCSA 評価を行わずに開墾が行われた場合、修復・補償手順 (RaCP) が適用されている。</p>	<p>生態系の保護</p>



## 付属文書1 定義

用語	定義	出所
炭素中立性	炭素中立性とは、測定された二酸化炭素換算（CO <sub>2</sub> e）の排出量を、同量の吸収量又は相殺量と釣り合わせることで、GHG 排出量正味ゼロを達成することをいう。（「気候中立」という用語は、気候変動において、二酸化炭素だけでなく他の温室効果ガスも広範に含めた用語である。どちらの用語も同じ意味で使われている。）	2018 年の P&C 見直し
児童	児童という用語は年齢が 18 歳未満のすべての者に適用される。	ILO 1973 年の最低年齢条約 (第 138 号) ILO 1999 年の最悪の形態 の児童労働条約 (第 182 号条約)
児童労働	児童労働は、子供からその幼年期、可能性や尊厳を奪い、身体や精神の発達に有害な労働である。この用語は以下に適用される。 <ul style="list-style-type: none"><li>●「最悪の形態の児童労働」に従事する 18 歳未満の児童 (ILO 第 182 号条約による)</li><li>●経済活動に参加している 12 歳未満の児童</li><li>●軽労働よりも重い労働に従事する 12 歳から 14 歳の児童</li></ul> ILO は軽労働を、児童の健康や発達に有害となるおそれがなく、登校や職業訓練の妨げとなるおそれのない労働、と定義している。	ILO 1973 年の最低年齢条約 (第 138 号条約)

## 付属文書1 定義

用語	定義	出所
児童労働	18歳未満の児童は、労働の性質又は労働が行われる環境のいずれかのために、児童の身体、精神又は道徳的な幸福を脅かすおそれのある危険有害労働に従事すべきではない。法律の最低年齢は上回るが18歳未満の年少者については、労働時間と時間外労働、危険な高所での作業、危険を伴う機械、装置及び用具を用いる作業、重量物の運搬、有害な物質や工程への曝露、及び夜間の労働など困難な条件に関する制限を設けるべきである。	ILO 1973年の最低年齢条約 (第138号条約)
契約すり替え	労働者が当初、書面又は口頭で同意した雇用条件をすり替えたり変更して、条件を悪くしたり利益を減らしたりすること。雇用に関する協定や契約の変更は、現地法に適合させるために行われ、かつ同等以上の条件を提供する場合を除き、禁じられている。	カタールによる強制労働違反の疑いを調査する委員会へのILO報告書
契約労働者	契約労働者とは、一時的な作業、すなわち、ある特定の期間、作業に従事する者をいう。また、会社に直接雇用されておらず、会社が直接契約を結んでいる委託業者やコンサルタントに雇用されている者も指す。	ILO、非標準的雇用形態
中核業務	会社設立の目的となった、又は会社が事業活動で重点を置いている主要な分野又は業務。中核業務は、組織の成長にとって不可欠で望ましい業務に関係している。  農業及び搾油業務（例えば、作付け、収穫、施肥、整備、FFBの選別や等級づけ、機械の技術的保守、機械操作）はすべて中核業務とみなされる。	2018年のP&C見直し

用語	定義	出所
借金による束縛	借金による束縛の状態又は状況とは、自身の労働又は自身の管理下にある第三者の労働が借入金や前払金の返済として要求される場合であって、自身の労働の対価が負債の清算に充てられず、又は、役務の期間が限定されておらず、かつ／又は役務の性質が明確にされていない場合をいう。	国連総会人権理事会、奴隷制度の現代的形態（その原因と結果を含む）に関する特別報告者報告（2016年7月）
まっとうな賃金	ある場所で正規の労働時間に遂行した労働に対して労働者が受け取る賃金であって、当該労働者とその家族がまっとうな生活水準を維持するのに十分なもの。	GLWC より改変
森林減少	以下のいずれかの結果として自然林が減少すること。 i) 農業その他、森林以外への土地利用の転換 ii) 人工林への転換 iii) 深刻で持続的な劣化	アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアチブ (AFI) 案（2018年7月）。 AFIの最新の定義を参照すること。
デューデリジェンス	企業が自社の事業活動やサプライチェーン、投資における環境・社会面のリスクやインパクトにどう取り組むかを特定、回避、軽減し、説明するために行うリスク管理プロセス。	AFI 案（2018年7月） 常に AFI の最新の定義を参照すること。
収用権及び収用	収用権とは、公共の使用又は国益のために私有財産を収用する政府の法的権限であり、通常は法律で定められた料率に従って補償が支払われる。収用は、本人の同意や承諾を求めることなく、個人の財産を取り上げることを意味する。	2018年のP&C見直し

用語	定義	出所
急傾斜地への大規模な植え替え	植え替え区域内の急傾斜地 (> 25 度) に連続的に作付けされた 25 ヘクタールを超える区画。	P&C 2013、付属文書 2、 国別解釈ガイダンス
利益供与金	日常的な政府の行為を円滑化するために支払われる賄賂 <sup>[1]</sup> 。 一般的な例として、既存の職務を遂行（又は遂行を迅速化）するように政府職員に金品が供与される場合がある <sup>[2]</sup> 。	<sup>[1]</sup> <a href="#">2010 年英国贈収賄防止法ガイダンス</a> <sup>[2]</sup> <a href="#">英国重大不正監視局・贈収賄防止法ガイダンス</a>
家族農園	アブラヤシ栽培を目的とした家族経営の農園であって大半は家族所有であり、自給用として他の作物を生産している場合もあり、労働力の大部分を家族が提供している。農園が主たる収入源で、アブラヤシの栽培面積は 50 ヘクタール未満である。家族農園では、教育プログラムの妨げとならず、児童が家族の一員であり、危険有害な労働環境に曝されていない場合に、成人の監督下での児童労働が認められる。	P&C 2013
食料安全保障	食料安全保障は、すべての人々が、いつでも、活動的で健康的な生活のための食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養のある食物を、物理的、社会的及び経済的に入手できるときに達成される。食料安全保障には、通常、食料の供給可能性、アクセス、利用及び安定性の 4 つの要素が一般的に求められる。	FAO 世界食糧サミット (1996 年) 詳細については、 <a href="#">FAO 政策ブリーフ第 2 号 (2006 年 6 月)</a> を参照。

用語	定義	出所
強制労働	<p>ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ自ら任意に申し出たものではないすべての労働又は役務。</p> <p>この定義は次の3つの要素からなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働又は役務とは、非公式経済におけるものも含め、何らかの活動、産業又は部門で行われるあらゆる種類の労働をいう。</li> <li>2. 処罰の脅威とは、人に労働を強要するために用いられるさまざまな種類の処罰をいう。</li> <li>3. 非自発性：「自ら任意に申し出た」とは、仕事を引き受けることについての労働者の自由意思による情報に基づく同意と、いつでも仕事を辞められる自由を指す。例えば、雇用主や採用担当者が虚偽の約束をしたために、労働者が引き受けていたはずのない仕事を引き受けた場合はこれに当たらない。</li> </ol>	<p><b>ILOによる強制労働の定義</b>  <b>ILO 1930年の強制労働条約</b>  <b>(第29号条約)</b>  <b>ILO 1930年の強制労働条約</b>  <b>の2014年の議定書(P029)</b>  <b>ILO 1957年の強制労働廃止条約(第105号条約)</b>  <b>ILO 2014年の強制労働勧告</b>  <b>(第203号勧告)</b></p>
脆弱土壌	<p>攪乱が生じたときに劣化（肥沃度の低下）が起こりやすい土壌。劣化によって肥沃度が急速に許容できないほど低い水準になる場合や、採算のとれる投入物を用いても回復不可能な場合、土壌は特に脆弱である（「限界土壌」の定義も参照）。</p>	<p><b>2018年のP&amp;C見直し</b></p>
ジェンダー平等	<p>女性と男性、女兒と男児の権利、責任及び機会が平等であることをいう。</p>	<p><b>国連ウィメン、OSAGI ジェンダー主流化-概念と定義</b></p>

用語	定義	出所
<p><b>温室効果ガス</b></p>	<p>温室効果ガス (GHG) とは、天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わず大気を構成する気体であって、地表面、大気自体及び雲から放射される赤外熱放射スペクトル内の特定波長で放射の吸収と射出を行うものをいう。</p> <p>GHG は、GHG が大気に及ぼす影響を二酸化炭素換算量 (CO<sub>2</sub>-e) で表した地球温暖化係数を用いて測定する。京都議定書で規制されている温室効果ガスとして、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC) 及び六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) がある。</p>	<p>気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ・データ配信センター</p>
<p><b>危険有害労働</b></p>	<p>危険有害労働とは、危険有害な条件下で行われる労働、すなわち、「農業、建設、鉱業、船舶解体など、最も危険有害な産業部門や職業における労働、又は、化学物質や放射線などの有害物質への曝露など、仕事上の関係や条件が特定のリスクを生じさせる場合、又は非公式経済における作業」をいう。</p> <p>(<a href="https://www.ilo.org/safework/areasofwork/hazardous-work/lang--en/index.htm">https://www.ilo.org/safework/areasofwork/hazardous-work/lang--en/index.htm</a>)</p> <p>危険有害労働は、「児童の身体的、精神的若しくは道徳的健康、安全又は道徳を損なうおそれのある労働」で、「18 歳未満の者が行ってはならない」とも定義される。</p> <p>(<a href="https://www.ilo.org/ipecc/facts/ILOconventionsonchildlabour/lang--en/index.htm">https://www.ilo.org/ipecc/facts/ILOconventionsonchildlabour/lang--en/index.htm</a>)</p>	<p>ILO 1999 年の最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約 (第 182 号条約)、第 3 条 (d)</p>
<p><b>炭素貯留量の多い森林</b></p>	<p>高炭素貯留アプローチ (HCSA) ツールキットを用いて特定された森林。</p>	<p>HHCSA ウェブサイト (<a href="http://www.highcarbonstock.org">www.highcarbonstock.org</a>)</p>

用語	定義	出所
<b>森林被覆率の高い国 (HFCC)</b>	森林被覆率が 60% を超え（最新の信頼できる REDD+ 及び国別データによる）、アブラヤシの被覆率が 1% 未満、森林減少の傾向は歴史的に低いが増加しつつあるか一定であり、既知のアブラヤシ栽培の最前線地域があるか、又は主要な地域が開発用に割り当てられている国。	<b>RSPO 森林減少ゼロ協議：HFCC、プロフォレスト、2018</b>
<b>森林被覆率の高い景観 (HFCL)</b>	森林被覆率が 80% を超える景観。HCSA ツールキット（モジュール 5）で次のように定義される景観。「景観の規模は以下のいずれかによって決定することができる。すなわち、(a) 相互に作用しあうひとかたまりの生態系を含む流域又は地理的土地単位を特定すること、(b) 農園許可地域と周辺の緩衝地帯を包含する単位面積（例えば、5 万ヘクタールか 10 万ヘクタールなど）を選択すること、又は、(c) 注目する地域（例えば、計画中の農園使用許可地域）から半径 5 キロメートルを用いること。」	<b>HCSA ツールキット（第 2 版）</b>
<b>保護価値の高い</b>	<p>一つ又は複数の高い保護価値（HCV）を維持又は向上させる必要のある地域。</p> <p><b>HCV 1 ー種の多様性</b> 固有種及び希少・危急・絶滅危惧種（RTE 種）を含め、地球、地域又は国レベルで重要な生物多様性が集中している。</p> <p><b>HCV 2 ー景観レベルの生態系、生態系モザイク及び原生林景観（IFL）</b> 地球、地域又は国レベルで重要である大規模な景観レベルの生態系、生態系モザイク及び IFL であって、自然の分布パターンと個体数で自生する大部分の種の存続可能な個体群を含むもの。</p> <p><b>HCV 3 ー生態系及び生息地</b> 希少、危急又は絶滅危惧（RTE）の生態系、生息地又は待避地（レフユジア）。</p>	<b>高保護価値資源ネットワーク（HCVRN）・HCV の特定に関する共通ガイダンス（2017 年）</b>

用語	定義	出所
(HCV) 地域：	<p><b>HCV 4 – 生態系サービス</b> 集水域の保護や脆弱土壌と傾斜地の侵食防止などを含め、非常に重要な状況における基本的な生態系サービス。</p> <p><b>HCV 5 – 地域社会のニーズ</b> 地域社会や先住民の参加を通じて特定された、これら地域社会や先住民の（生計、健康、栄養、水などにとって）基本的な必要を満たすために欠かせない場所や資源。</p> <p><b>HCV 6 – 文化的価値</b> 場所、資源、生息地及び景観であって、地球や国にとって文化的、考古学的又は歴史的に重要なもの、及び／又は地域社会や先住民の参加を通じて特定された、当該社会や先住民の伝統文化にとって文化的、生態学的、経済的又は宗教的若しくは神聖なものとして重要なもの。</p>	<p>高保護価値資源ネットワーク (HCVRN)・HCV の特定に関する共通ガイダンス(2017年)</p>
人権擁護者 (HRD)	<p>普遍的に認識されている人権を推進、保護し、個人と人々の人権や基本的自由に対するあらゆる形の侵害を効果的になくすことに貢献する個人、グループ及び団体。この定義には、環境人権擁護者、公益通報者、苦情申立人及び地域社会の代弁者が含まれる。暴力をふるったり広めたりする個人はこの定義に含まれない。</p>	<p>RSPO 人権擁護者、公益通報者、苦情申立人及び地域社会の代弁者の保護に関する方針（2018年9月24日に理事会にて承認）</p>
独立小規模自作農	<p>スキーム型小規模自作農（「スキーム型小規模自作農」の定義を参照）とみなされないすべての小規模自作農は、独立小規模自作農とみなされる。</p>	<p>小規模自作農暫定グループ (SHIG)</p>



用語	定義	出所
先住民	<p>先住民とは、人やその環境と結びついた独自の文化や方法を継承し、実践する人々をいう。先住民は、その生活する社会の多数派の人々とは異なった社会的、文化的、経済的及び政治的特性を保持している。世界各地の先住民は、それぞれの文化に違いはあるが、独自の民族としての権利保護に関して共通の問題を抱えている。</p> <p>先住民は、自分たちのアイデンティティや生活様式、伝統的な土地・領域・自然資源に対する権利を認めるように長年にわたって求めているが、歴史を通していつの時代も先住民の権利は侵害されてきた。今日、先住民は最も不利な条件に置かれ、最も脆弱な集団の一つであるといっている。現在、国際社会は、先住民の権利を保護し、独自の文化や生活様式を維持するために特別な措置が必要であることを認識している。</p>	<p>国連経済社会局、<u>包摂的社会開発・先住民部</u></p>
信義誠実	<p>信義誠実の原則とは、両当事者が、あらゆる努力を尽くして合意に達し、実質的で建設的な交渉を行い、不当な遅滞を回避し、締結及び適用された合意を誠実に尊重し、団体争議について議論を行い解決するための十分な時間を確保することを意味する。多国籍企業の場合、交渉に不当な影響を及ぼすために、事業部門の全部又は一部を関係国から移転すると脅してはならない。</p>	<p><u>ILO ビジネスと団体交渉に関する Q&amp;A</u></p>
総合的病害虫管理 (IPM)	<p>IPMとは、利用可能なあらゆる病害虫防除技術を慎重に検討したのち、病害虫集団の発生を抑え、農業やその他の防除処置を経済的に妥当で人の健康や環境へのリスクを軽減又は最小限にするレベルに維持する適切な措置を、総合的に講じることである。IPMでは、農業生態系の破壊の可能性をできるだけ抑えて健全な作物を栽培することが重視されており、自然界の病害虫防除メカニズムが奨励されている。</p>	<p>P&amp;C 2013 FAO 2013 <a href="http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/ipm/en/">http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/ipm/en/</a></p>

## 付属文書1 定義

用語	定義	出所
脅迫とハラスメント	脅迫やハラスメントには、組織的制約による収入の喪失、解雇の脅迫、移動の制限、人権擁護者が活動する環境への制限、人権擁護者の会合の意図的な妨害、主張が地域社会の名誉や文化を損なうと見なされて人権擁護者の生活する地域社会内で生じる敵意（特に女性の人権擁護者の場合に起こると考えられる）が含まれる。より深刻な方法として、人権擁護者の誹謗・中傷、名誉毀損、中傷キャンペーン、警備隊の恣意的な使用、監視、人権擁護者の活動を理由とした、及び／又は活動の過程での SLAPP 訴訟（市民参加を排除するための戦略的訴訟）、身体的な暴力の脅威及び殺害の脅迫がある。女性の口封じのためのレイプや性的暴行の脅迫など性別特有の暴力を防ぐために特別な注意が必要である。	2018 年の P&C 見直し
ISO 規格	国際標準化機構が策定した規格。	P&C 2013 ISO : <a href="http://www.iso.org">www.iso.org</a>
開墾	土地を別の用途に転換すること。アブラヤシを植え替えるためにアブラヤシ農園が積極的に管理して行う伐採は開墾とはみなされない。既存の認証単位内では、10ヘクタール未満の伐採は新規の開墾とはみなされない。	2018 年の P&C 見直し
景観	相互に作用しあう生態系からなる地理的なモザイクであって、ある地域の地質、地形、土壌、気候、生物及び人間の相互作用の影響によって生じたもの。	IUCN <a href="https://www.iucn.org/downloads/en_iucn_glossary_definitions.pdf">https://www.iucn.org/downloads/en_iucn_glossary_definitions.pdf</a>

用語	定義	出所
景観レベル	<p>景観の規模は以下によって決定することができる。すなわち、(a) 相互に作用しあうひとつかたまりの生態系を含む流域又は地理的土地単位を特定すること、(b) 農園許可地域と周辺の緩衝地帯を包含する単位面積（例えば、5万ヘクタールか10万ヘクタールなど）を選択すること、又は、(c) 注目する地域（例えば、計画中の農園使用許可地域の境界）から半径5キロメートルを用いること。</p>	HCV-HCSA 評価マニュアル 2017
生計	<p>人や集団がその環境から、又は経済において暮らしを立てる方法をいい、これには、自然資源を自ら直接利用するか、交換、物々交換、取引又は市場への参加をするかのいずれかを通じて、生活に必要なものを得る方法や、自分たちと将来世代に、食料、きれいな水、健康、教育、住居及び生活や快適さに必要な物資の安定した入手を確保する方法も含む。</p> <p>生計には、単に資源が入手できるということだけでなく、それを可能にする知識や制度も含まれる。例えば、地域社会に参加し溶け込むための時間、個人的、地域的又は伝統的な生態学の知識、技能、資質及び慣行、その暮らしの立て方に固有の資産（農園、畑、牧草地、作物、貯蔵物、自然資源、用具、機械類や無形文化財など）、社会の構造における法的、政治的及び社会的立場などがある。</p> <p>生計が立ち行かなくなるリスクは、収入、食料、健康や栄養の不安定さに対して個人や集団がどの程度脆弱であるかを左右する。つまり生計がしっかりと安定しているのは、リスクを相殺し、衝撃を緩和し、不測の事態に対応できるよう、彼らが資源の確実な所有権を有し、又は資源を利用することができ、蓄えや資産を含め、収入を得るための活動に従事しているときである。</p> <p>(英国国際開発省 (DfID)、開発研究所 (IDS) 及び FAO によるさまざまな生計の定義、及び学術論文 (<a href="http://www.fao.org/docrep/X0051T/X0051t05.htm">http://www.fao.org/docrep/X0051T/X0051t05.htm</a>) から編集)</p>	P&C 2013

## 付属文書1 定義

用語	定義	出所
管理区域	インフラ（道路など）、水辺地帯及び保全保留地等アブラヤシ及びそれに関連する土地利用を含む土地。	2018年のP&C見直し
管理文書	管理文書は、RSPO P&Cに関する文書化された情報及び証拠である。マニュアル、作業手順書、報告書及び記録の形式をとり、定期的な監査と見直しの対象となる。	ISO 9001 QMS - <a href="https://advisera.com">https://advisera.com</a>
限界土壌	作物の価値と土壌改良コストの合理的な予測では、予定の作物から経済的に許容可能な収益を得られる見込みがない土壌。劣化した土壌は、その改良と結果として得られる生産性が費用効果的である場合は限界土壌ではない（「脆弱土壌」の定義も参照）。	2018年のP&C見直し
移住労働者	他者に雇用されることを目的として他国から移住する者をいい、移住労働者として定期的に入国を許可される者を含む。移住労働者とは、雇用を目的として国境を越える者と定義され、雇用を目的として国内で移動する労働者は含まない。	P&C 2013
自然生態系	在来の自然植生を有するすべての土地をいい、原生林、水辺地植生、自然湿地、泥炭地、草地、サバンナ、プレーリーを含むが、ただしこれらに限定されない。	2018年のP&C見直し
新規作付け	過去にアブラヤシを栽培していない土地で計画又は提案されている作付け。	NPP 2015
危険有害でない労働	危険有害労働の定義を参照。	

用語	定義	出所
操業	パーム油搾油工場とその供給元の境界内において経営単位が計画し及び／又は請け負っているすべての活動。	P&C 2013
その他の保全地域	(HCV、HCS 森林及び泥炭地保全区域のほかに) RSPO P&C で保全する必要のある地域（水辺地や急傾斜地など）及びその他認証単位によって割り当てられた地域。	2018 年の P&C 見直し
外部生産者	FFB の販売を認証単位と独占的に契約している農家。外部生産者はおそらく小規模自作農である	P&C 2013
泥炭	堆積有機質層のある土壌で、上部（土壌表面から）80 又は 100 センチメートルの半分以上に有機物を 35% 以上（強熱減量で 35% 以上）又は有機炭素を 18% 以上含むものをいう。マレーシアとインドネシアの既存農園に対する管理上の注釈では、国の規制に基づいてより狭義の定義が用いられており、表層から 100 センチメートルの 50% 以上に有機物を 65% 以上含む有機質層のある土壌とされている。	2018 年 7 月の PLWG2、FAO 及び米国農務省によるヒストソル（有機質土壌）の定義より（FAO 1998, 2006/7; USDA 2014）
農薬	病虫害の予防、殺傷、忌避又は軽減を目的とした物質又は物質の混合物。農薬は、主に、除草剤、防カビ剤、殺虫剤、殺菌剤の 4 種類からなる。	P&C 2013
計画	目的や所期の結果を達成するための期限を定めた詳細なスキーム、プログラム又は方法。計画には、達成までのスケジュールやとるべき行動のほか、進捗の監視、状況の変化に合わせた計画の変更及び報告に関するプロセスを含む明確な目標があるものとする。計画にはまた、その達成に責任を負う、指名された個人又は役職も明記されるものとする。計画遂行のために十分な資源を確保でき、計画が完全に実施される証拠があるものとする。	P&C 2013
農園	アブラヤシが栽培されている土地（「管理区域」の定義も参照）。	2018 年の P&C 見直し

付属文書1  
定義

用語	定義	出所
予防法	予防的措置として適用される措置や一連の行為	P&C 2013
希少、危急又は絶滅危惧 (RTE) 種	高保護価値資源ネットワーク (HCVRN) によって定義された種	HCVRN・HCV の特定に関する共通ガイダンス
斡旋手数料	斡旋手数料とは、労働者の募集や雇用に伴う費用や経費に関するもの、すなわち、採用担当者や仲介業者の手数料、書類の処理、雇用主が求める技能の試験や医療検査、訓練、書類の作成、ビザ、就労許可、移動（送り出し国から入国地までの往復）、事務経費及び諸経費に関係する手数料をいう。	<u>ダッカ原則及びILO 第181号</u>
復元する	農園内の劣化した区域や転換された区域を半自然状態に戻すこと。	P&C 2013
権利	権利とは、国際人権章典及びその他の関連する国際的な人権文書（国連先住民族の権利に関する宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクトを含む）に基づく自由と資格に関する法的、社会的又は倫理的原則をいう。 1. 慣習上の権利：先住民の慣習法、価値観、慣習及び伝統に従った地域社会の長年にわたる土地と資源の使用パターン（季節的又は周期的な使用を含む）をいい、土地や資源について国が交付した正式な法的権原ではない。 2. 法律上の権利：地方若しくは国の適用法令、又は批准された国際法令を通じて個人、法人その他に与えられる権利。	P&C 2013 国連難民と移民、 <u>安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト (2018年)</u> <u>世界銀行・業務政策 4.10</u> <u>FSC 原則と基準</u> より

用語	定義	出所
権利 (続き)	<p>3. 使用権：土地や資源を使用する権利であって、その土地の慣習や相互の合意によって確定されるもの、又は立入権を有するその他の主体によって定められるもの。</p> <p>4. 明示可能な権利：先住民、地域社会及び利用者が、土地に対して政府や国内法によって登録や承認されていない非公式な又は慣習上の権利を有している場合がある。明示可能な権利は、地域社会が直接に関わって自らの主張の正当性を証明する十分な機会を持つことにより、偽りの主張とは区別され、また、近隣の地域社会を含めた参加型マッピングを通じて確認するのが最も適切である。</p>	<p>P&amp;C 2013            国連難民と移民、            安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト            (2018年)            世界銀行・業務政策 4.10            FSC 原則と基準より</p>
リスクアセスメント	<p>計画する活動や事業に伴う可能性のあるリスクを特定し、評価する体系的なプロセス。</p> <p>これにより、十分な予防措置が講じられているかどうかや、労働者や一般の人々を含め、リスクに曝されている人々への被害を防ぐためにさらに措置を講じるべきかどうかを検討することができる。</p>	<p>ILO 職場におけるリスクアセスメントの実施に関する雇用者、労働者及びその代表のための5ステップガイド            (2014年) より改変</p>
スキーム型小規模自作農	<p>以下のものを持たない農家、土地所有者又はその代理人：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地と生産方法に関する業務についての強制力のある意思決定権、及び／又は</li> <li>●自分の土地の利用方法、栽培する作物の種類及びそれらの管理方法(土地の整理、管理及び資金調達の是非や方法) を選択する自由</li> </ul> <p>(小規模自作農及び独立小規模自作農も参照のこと)</p>	<p>SHIG</p>
重大な汚染物質	<p>水質、大気質又は土地特性に重大な悪影響を及ぼす化学物質又は生物学的物質をいい、国の規則及び国際基準に従い、POME、下水、その他の廃水、堆積物、肥料、農薬、燃料や油、大気汚染物質を含む。</p>	<p>2018年のP&amp;C見直し</p>

## 付属文書1 定義

用語	定義	出所
事業所	ある組織の単一の機能単位又は一地点に所在する複数の単位の組み合わせをいい、他の単位とは地理的に明確に異なるもの。	RSPO サプライチェーン認証規格 2017 年版
小規模自作農	アブラヤシを栽培する農家で、自給用として他の作物を生産している場合もあり、労働力の大部分を家族が提供している。農園が主たる収入源で、アブラヤシの栽培面積は通常、50 ヘクタール未満である。	P&C 2013
	<p><b>スキーム型小規模自作農</b></p> <p>以下のものを持たない農家、土地所有者又はその代理人：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地と生産方法に関する業務についての強制力のある意思決定権、及び／又は</li> <li>●自分の土地の利用方法、栽培する作物の種類及びそれらの管理方法（土地の整理、管理及び資金調達の是非や方法）を選択する自由</li> </ul>	SHIG
	<p><b>独立小規模自作農</b></p> <p>スキーム型小規模自作農（スキーム型小規模自作農の定義を参照）とみなされないすべての小規模自作農は、独立小規模自作農とみなされる。</p>	SHIG
社会環境インパクト評価 (SEIA)	社会環境インパクト評価とは、新規作付けや操業に先立って実施される分析と計画立案のプロセスである。このプロセスには、関連する環境及び社会データや、利害関係者との協議も組み込まれ、考えられるインパクト（直接、間接）を特定するとともに、これらインパクトへの対処を十分に行うことができるかどうかとも判断する。この場合、事業の提案者は、考えられる負のインパクトを最小限に抑え、軽減するための具体的な措置も定める。	2018 年の P&C 見直し



用語	定義	出所
利害関係者	組織の活動やそれらの活動による影響について、正当な及び／又は明示できる利害を有するか、それにより直接影響を受ける個人又は集団。	P&C 2013
急傾斜地	傾斜が 25 度を超える地域、又は国別解釈で定める地域。	P&C 2013 付属文書 2 国別解釈のガイダンス
人身取引による労働	人身取引による労働とは、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、収受して労働や役務を行わせることによる搾取の一形態をいう。	人身取引を防止し、抑止し及び処罰するための国連パレルモ議定書
出稼ぎ労働者	他者に雇用されることを目的として国内のある場所から別の場所に移住する者。	P&C 2013
不当威圧	第三者による影響がなければ署名しなかったはずの契約その他の合意に署名するといった、第三者によるあらゆる種類の支配の行使。	P&C 2013
認証単位	認証単位とは、直接管理される土地（及び企業農園）並びにスキーム型小規模自作農及び外部生産者を含め、搾油工場及びその供給元とする。ただし企業農園は、それぞれに割り当てられた土地の比率で合法的に設立されている場合とする。	RSPO 認証システム (2017 年)

## 付属文書1 定義

用語	定義	出所
自発的孤立	自発的に孤立している先住民とは、多数派である非先住民との持続的な接触を維持せず、通常、自身の民族に属さない者とのあらゆる種類の接触を拒んでいる先住民又は先住民の一部をいう。彼らはまた、非先住民社会と過去に接触し、断続的な接触の後に孤立状態に戻り、非先住民社会との接触関係を絶っている先住民や先住民の一部である場合もある。FPIC の原則に従って、RSPO はこうした先住民の領域内におけるアブラヤシ栽培の拡大を禁止している。	米州人権委員会「アメリカ両大陸において自発的に孤立している先住民及び外部とわずかに接触する先住民」(2013年)
脆弱な集団	先住民、少数民族、移住者、障害者、ホームレス、孤立高齢者、女性や児童など、他の集団に比べて社会的排除、差別、暴力、自然又は環境災害、又は経済的困難のリスクが高い、又はこれらを被りやすい社会集団又はセクター。	2018年のP&C見直し
水の安全保障	生計、人々の福祉及び社会経済的な発展の維持、水に起因する汚染及び水関連災害の防止の確保、並びに平和で政治的に安定した環境での生態系の保全のために、一定地域の全住民が量的に十分で許容できる水質の水への持続的なアクセスを導る能力。	国連水関連機関調整委員会「水安全保障インフォグラフィック」
公益通報者	従業員や元従業員で、雇用主による違法、規格外、危険又は非倫理的な慣行や行為であってRSPO行動規範及び関連する主要文書に違反するものについて報告し、場合によっては報復のリスクもある者。これには、契約労働者、一時労働者、コンサルタント、委託業者、研修生／実習生、ボランティア、学生労働者及び元従業員など、従来の雇用・被雇用関係にあてはまらない個人も含まれる。	RSPO人権擁護者、公益通報者、苦情申立人及び地域社会の代弁者の保護に関する方針(2018年9月24日に理事会にて承認)

用語	定義	出所
労働者	男女労働者、移住労働者、出稼ぎ労働者、契約労働者、臨時労働者及び組織のあらゆるレベルの従業員。	2018年のP&C見直し
労働力	直接か間接かを問わず、経営単位によって雇用されている労働者の総数。これには契約労働者とコンサルタントも含まれる。	P&C 2013
年少者	年少者とは、15歳又は最低雇用年齢を上回るが18歳未満の者をいう。ILOによると、「これらの労働者は、特定の業務を合法的に遂行することが可能な場合であっても、'児童'とみなされる」。	ILO 1973年の最低年齢条約 (第138号)、第3条 ILO 2001年の農業における 安全健康条約 (第184号)、第16条

## 付属文書2 ガイダンス

### 原則1：倫理的かつ透明性をもって行動する

#### 新基準

#### ガイダンス

1.1 この基準は、RSPO 基準の遵守にとって重要な環境、社会、法律上の問題に関する管理文書にかかわるものである。

管理文書は、FPIC のプロセスの結果、SEIA、人権擁護者や公益通報者の保護に関する政策を含む人権政策、社会への負のインパクトを回避又は軽減する社会プログラム、生計向上のための社会プログラム、経営陣・事務職員・労働者（正社員、臨時労働者、出来高払い労働者を含む）に分類される全労働者における性別分布の数値、独立小規模自作農向けパートナーシッププログラム、地域社会での教育及び健康を含む。

監査人は、評価報告書の公開サマリーに記載されているそれぞれの文書の妥当性についてコメントする。

商業上の秘密情報の例としては、費用や所得などの財務データ、顧客及び／又はサプライヤーに関する詳細情報などがある。個人のプライバシーに影響を及ぼすデータも秘密情報とすべきである。

継続中の紛争（法的メカニズムの枠内か枠外かを問わず）は、開示によってすべての関係当事者に悪い結果が生じるおそれがある場合には、秘密情報とみなすことができる。ただし、影響を受ける利害関係者や紛争の解決を求める関係者には、必要な情報が入手できるべきである。

開示によって環境や社会に悪い結果が生じるおそれのある情報の例としては、開示すると取引目的の狩猟や捕獲のリスクが高まるおそれのある希少種の生息地、又は地域社会が非公開を維持することを望んでいる神聖な場所に関する情報などがある。認証単位は、管理計画の評価及び監視の水準並びに情報が適切かつ入手可能であることを明示するための客観的で十分な証拠があることを確保すべきである。

## 1.1 (続き) 1.1.5 について

個人情報の収集、保管、使用及び配布・公表にあたっては、データ保護に関し適用可能な法を考慮すべきである。

認証単位は、要請に応じて、以下の文書を用意するべきである（ただし、必ずしもこれらに限定されない）。

- 土地の権原／使用权（基準 4.4）
  - 労働安全衛生計画（基準 3.6）
  - 環境的、社会的インパクトに関する計画とインパクト評価（基準 3.4）
  - HCV 及び HCS に関する文書（基準 7.12）
  - 汚染防止・削減計画（基準 7.10）
  - 異議申立てや苦情の詳細（基準 4.2）
  - 交渉手順（基準 4.6）
  - 継続的な改善計画（基準 3.2）
  - 認証評価報告書の公開サマリー
  - 人権方針（基準 4.1）
-

新基準

ガイダンス

1.2 事業活動のあらゆるレベルに委託業者（保安警備の業者など）が含まれることになる。

この方針には最低でも以下を含むべきである。

- 公正な業務遂行の尊重
- あらゆる形態の腐敗、贈収賄、資金や資源の不正使用の禁止
- 適用される規則や業界で認められている慣行に準拠した適正な情報開示

この方針は、腐敗の防止に関する国際連合条約（特に第 12 条）の枠組みの中で定めるべきである。

この方針は、次のような要素を対象とすべきである。すなわち、贈収賄、利益供与金、贈答及び接待に関するガイダンスや手順、政治献金の開示、慈善寄付及び協賛に関するガイドライン、公正な業務遂行の尊重、適用される規則や業界で認められている慣行に準拠した適正な情報開示、現行の腐敗防止関連法令の遵守など。

企業倫理方針へのコミットメントがすべての役務提供契約に組み込まれている。

人材派遣会社及び労働仲介業者又は労働者供給業者の選定や契約に関して、デューデリジェンスの手順が設けられている。

非倫理的行為には次のものが含まれる。すなわち、労働者に手数料を請求すること、採用や移動にかかった費用を労働者の賃金から回収すること、労働仲介業者や労働者供給業者から贈答品や手数料を受け取ること。

## 原則2：合法的に操業し、権利を尊重する

### 新基準

### ガイダンス

- 2.1 すべての法的要件を履行することは、すべての生産者にとって、その所在地や規模にかかわらず、基本的な必須要件である。関連法令としては、土地保有権及び土地使用权、労働、農業慣行（化学薬品の使用など）、環境（野生生物関連法、汚染、環境管理及び森林関連法など）、保管、輸送及び加工について定めた規則が挙げられるが、ただしこれらに限定されない。また、国際法や条約（生物多様性条約（CBD）、ILO の中核的条約、国連ビジネスと人権に関する指導原則など）に基づく国の義務に従って制定された法律も含まれる。さらに、慣習法を尊重する規定がある国では、それらも考慮される。

重要な国際法及び条約を付属文書3に記載した。

齟齬や矛盾を明らかにし、解決策を示すべきである。基準 2.3 の実施の一環として、証拠を組み入れるべきである。

慣習地の法的な所有権や賃借権及び許可を得た使用に関する要件については、指標 4.4.1 を参照のこと。

#### 指標 2.1.2 について

「法令の遵守を確保するための文書化されたシステム」は、適用される法令及び規則と、これらの法律をどのように解釈し、業務運営においてどのように遵守するかという要素からなる実物又は仮想のファイルキャビネットの形をとりうる。

新基準

ガイダンス

- 2.2 委託業者（契約者）には以下が含まれる。
- 労働者がある特定の期間のみ業務に従事する一時雇用。プロジェクトや業務ベースの有期契約のほか、季節労働や日雇い労働を含む臨時労働が含まれる。
  - 短期契約、更新可能な契約
  - プロジェクトや業務ベースの有期契約は、雇用者と被雇用者間の1対1の雇用契約であり、期間が限定されているか、契約終了事由があらかじめ定められているのが特徴である。
  - 臨時労働とは、きわめて短期間、又は不定期かつ断続的に労働者が労働に従事することをいい、多くは日雇いや定期的労働の契約条件で定められた賃金で、所定の時間数、日数又は週数の労働が行われる。臨時労働は、低所得開発途上国における非正規賃金雇用の顕著な特徴であるが、最近では先進国においても、特に「オンデマンド」や「ギグエコノミー」に関連する仕事で見られるようになっている。  
([https://www.ilo.org/global/topics/non-standard-employment/WCMS\\_534826/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/global/topics/non-standard-employment/WCMS_534826/lang-en/index.htm))
- 2.3 FFBの合法性を判断するにあたっては、国別解釈において、一般に受け入れられている現地の慣行や、一般に法的位置付けと同等と認められている慣習又は当局（先住民法廷など）に認められている慣習も考慮すべきである。



## 原則3：生産性、効率、正のインパクト及び強靱性を最適化する

### 新基準

### ガイダンス

3.1 長期的な収益性が直接管理できない要因にも影響されることは認識されているが、経営陣は、長期的な経営計画を通じて、経済的・財政的な持続可能性に注意していることを明示できるべきである。

泥炭地にある農園については、基準 7.7 に従い、年間植え替え計画の見直しについて、より長期の時間枠が必要である。

認証単位は、新たな情報や技術に合わせて作業慣行を改善するためのシステムを備えるべきである。小規模自作農スキームの場合、スキームの管理者には、重要な改善に関する情報を構成員に提供することが期待されるべきである。本基準は、独立小規模自作農には適用されない。

事業計画又は管理計画には、以下を含めるべきである。

1. 作付けする植物の品質に対する注意
2. 収穫見通し=アブラヤシ果房 (FFB) の収量の推移
3. 搾油工場の搾油率=油抽出率 (OER) の推移
4. 生産コスト=粗パーム油 (CPO) 1 トンあたりのコストの推移
5. 価格予測
6. 財務指標

推奨される算定法：過去 10 年間の 3 年移動平均の推移 (FFB の収量の推移は、大規模な植え替え計画実施中の収量低下を考慮する必要があるものとみられる)。

該当する場合には、すべての管理計画において小規模自作農が考慮されるべきである (原則 5 も参照)。スキーム型小規模自作農については、事業計画の内容が提案されたものとは異なる場合もある。

新基準      ガイダンス

3.1 (続き) 財務の具体的な詳細が不明の場合は、金額の推定値又はそれら推定値の算定方式を契約の中で明らかにする。

経営監査 (指標 3.1.3) には、以下を含めるべきである。

1. 内部監査の結果
2. 顧客からのフィードバック
3. 加工業務能力と製品の適合性
4. 予防措置や是正措置の状況
5. 経営監査実施後のフォローアップ措置
6. 管理システムに影響を及ぼす可能性のある変更
7. 改善勧告

3.2 継続的な改善のための行動計画には、指標として以下を含めることができるが、ただしこれらに限定されない。

1. 供給元の収量の最適化
2. 農薬使用の削減 (基準 7.2)
3. 環境インパクト (基準 3.4、7.6 及び 7.7)
4. 廃棄物の削減 (基準 7.3)
5. 汚染や温室効果ガス (GHG) の排出 (基準 7.10)
6. 地域社会、労働者及び小規模自作農へのインパクト (原則 6)
7. HCV-HCS、泥炭地及びその他の保全地域の統合的管理 (基準 7.7 及び 7.12)

必要な場合には、監査にスキーム型小規模自作農を含めるべきである。

3.2 (続き) 認証単位は、新たな情報や技術に合わせて作業慣行を改善するためのシステム、及びこの情報を労働者全体に行き渡らせるための仕組みを備えるべきである。小規模自作農に対しては、継続的改善のための体系的な指導や研修を行うべきである。

3.3 実施を点検するための仕組みには、管理システムと内部統制手順の文書化を含めることが考えられる（基準 2.1 を参照）。

搾油工場に関する SOP と文書には、関連するサプライチェーン要求事項を含めるべきである（原則 3 のサプライチェーン認証規格 (SCCS) の項を参照）。

認証単位は、トレーサビリティと合法性について第三者の FFB サプライヤーと協力しつつ、その機会を、最善の管理慣行 (BMP) に関する適切な情報を広めるために利用すべきである。

3.4 SEIA の評価事項を定めるべきである。客観的なプロセスを確保するために、SEIA は認定された独立専門家が実施するのが理想である。評価 (SEIA) には、以下を含めるべきであるが、ただしこれらに限定されない。

1. 開墾、作付け、植え替え、農薬・肥料の使用、搾油工場の操業、道路、排水・灌漑システム、その他インフラを含む計画した主な活動すべてのインパクト評価。
2. HCV、生物多様性及び RTE 種へのインパクト評価。操業許可区域外や、これらの種の保護及び／又は向上のための措置を含む。
3. 計画した開発が近隣の自然生態系に及ぼしうる影響の評価。開発や拡張が近隣の自然生態系への圧力を高めるかどうかを含む。
4. 水路と湿地の特定と、計画した開発が水文や地盤沈下に及ぼしうる影響の評価。水と土地資源の量、質及び利用性を維持するための措置を計画し、実施すべきである。
5. ベースラインとなる土壌調査と地形情報。急傾斜地、限界土壌や脆弱土壌、侵食、劣化、沈下及び洪水を起こしやすい地域の特定を含む。
6. 使用する土地の種類分析（森林、劣化した森林、泥炭地、開墾地など）。
7. 土地所有権及び使用権の評価
8. 現行の土地利用パターンの評価
9. 住民の快適性へのインパクト評価

新基準

ガイダンス

- 3.4 (続き)
10. 雇用や雇用機会、又は雇用条件の変更からのインパクトを評価する。
  11. 社会面の費用便益分析
  12. 農園が周辺の地域社会に及ぼしうる社会的インパクトの評価。生計に及ぼしうる影響、並びに女性と男性で、少数民族の社会で、及び移住者と長期居住者でみられる特異的影響の分析を含む。
  13. 顕著な人権侵害リスクの評価
  14. 食料と水の安全保障のあらゆる側面へのインパクト評価。十分な食料を得る権利、影響を受ける地域社会における食料と水の安全保障の監視を含む。
  15. 大気質に影響を及ぼす、又は著しい GHG 排出をもたらすおそれのある活動の評価。

小規模自作農スキームについては、スキームの管理者が、インパクト評価を実施し、かつその結果に従って計画と運営を行う責任を負う。

SEIA に関するその他の情報は、HCSA ツールキットのモジュール 3 や、国際金融公社 (IFC) の「民間部門のための生物多様性ガイド: 社会的・環境的インパクトプロセス」など、さまざまな外部情報源から得ることができる。

監視及び管理計画の見直しは、内部的に又は外部機関により (2 年に 1 回) 行うべきである。

3.4 (続き) 管理文書は、人権など社会への悪影響を回避又は軽減する社会プログラム、地域社会の生計やジェンダー平等を向上させる社会プログラム、独立小規模自作農向けパートナーシッププログラム、地域社会の教育及び健康を含みうる。

影響を受ける利害関係者は、インパクトの特定、結果と軽減のための計画の検討、及び実施された計画の成否の監視の期間中に、自らを代表する組織や、自由に選任した代弁者を通じて意見を表明することができる。

3.6 国の定めた労働安全衛生法令がない国については、少なくとも国内法令又はILO条約第155号を参照すること。

### 3.7 研修の内容

労働者に対しては、次のことに関して十分な研修を行うべきである。すなわち、農業曝露の健康・環境リスク、最も脆弱な集団（年少者や妊婦など）を含め、急性曝露及び長期曝露による症状の認識、労働者とその家族の曝露を最小限に抑える方法、労働者の健康を保護する国際的な及び国の法的手段又は規則。

研修プログラムは、生産性と最善の管理慣行に関する内容を含み、組織の規模に見合ったものであるべきである。プログラムによって、誰もが自分の仕事や責任を文書化された手順に従って遂行できるようにすべきである。

### 研修の参加者

研修は、認証単位に含まれるすべてのスタッフと女性の小規模自作農や女性の農園労働者を含む労働者、及び契約労働者に対して行われるべきである

認証単位は、契約に基づいてFFBを供給するスキーム型小規模自作農のための研修を行っていることを明示すべきである。

新基準

ガイダンス

3.7 (続き) 小規模自作農家で働く労働者にも、十分な研修と技能が必要であり、これは、彼らから果房を購入する認証単位による普及活動を通じて、小規模自作農の組織によって、又は他の組織や機関との協働を通じて、実現することができる。

スキーム型小規模自作農それぞれの事業については、労働者の研修記録は必要ないが、農園で働く労働者は自らの業務について十分に研修を受けるべきである。

## 原則4 地域社会や人権を尊重し、利益をもたらす

### 新基準

### ガイダンス

4.1 事業活動のあらゆるレベルに委託業者（保安警備の業者など）が含まれることになる。国連ビジネスと人権に関する指導原則には以下のように記されている。

「人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたもの及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される。」

国連ビジネスと人権に関する指導原則は、人権を尊重する企業の責任は、国家がその人権義務を果たす能力及び／又は意思からは独立しており、さらに、人権を保護する国内法及び規則の遵守を越えるもので、それらの上位にある、とも指摘している（ビジネスと人権に関する指導原則の「人権を尊重する企業の責任」を参照）。

RSPO の人権ワーキンググループは、人権問題とインパクトの特定、防止、軽減及び対処に関する追加のガイダンスを定める予定である。

当該ガイダンスにおいて、すべての RSPO 会員にかかわる人権問題が特定されることになる。

苦情申立人、公益通報者及び地域社会の代弁者を含め、人権擁護者の権利保護に関する要求事項の詳細は、RSPO 人権擁護者、公益通報者、苦情申立人及び地域社会の代弁者の保護に関する方針に定められている。

新基準

ガイドンス

- 4.2 紛争解決の仕組みは、影響を受ける関係当事者との開かれた合意による取決めを通じて、設けるべきである。
- 苦情に対しては、ジェンダーの代表や、該当する場合には移住労働者の代表が参加する合同協議会（JCC）などの仕組みを用いて対処すべきである。苦情は内部（従業員）からのものもあれば外部からのものもある。
- スキーム型小規模自作農及び独立小規模自作農については、現行のスキーム型小規模自作農及び独立小規模自作農に関するRSPO ガイドンスを参照のこと。
- 当事者双方で解決に至らない場合、苦情をRSPOの苦情処理システムに持ち込むことができる。
- 指針となる文書として、人権委員会（HRC）によって承認された、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（2011年）などを参照すること。
- 
- 4.3 現地の持続可能な開発への貢献は、地域社会との協議の結果に基づくべきであり、また、経済、社会及び／又は環境面で長期的利益をもたらすべきである。当該協議は、透明性、開放性及び参加の原則に基づくべきであり、男性、女性、マイノリティーグループや脆弱な集団のさまざまなニーズを含め、地域社会が自らの優先事項やニーズを特定するのを促すべきである。
- 認証単位は、地域社会が抱える重要な環境及び／又は社会問題を特定し、持続可能な開発への貢献の一環としてこれらの問題に対する解決策を策定して実施するために、非政府組織（NGO）や市民社会団体（CSO）に協力関係を求めることもできる。



4.3 (続き) 現地の持続可能な開発への貢献の例としては以下が考えられるが、ただしこれらに限定されない。

- a) 貧困削減
- b) 保健医療や福祉へのアクセス
- c) 質の高い教育へのアクセス
- d)きれいな水や衛生設備の利用
- e) 自然資源の保全や復元
- f) ジェンダー平等プログラム
- g) 食料と水の安全保障の支援／強化／確保

採用候補者の実力が同等な場合は、地域社会に属する者を常に優先すべきである。肯定的差別を基準 6.1 に抵触するものと認識すべきではない。

4.4 すべての指標が現行の操業に適用されるが、特に指標 4.4.2 及び 4.4.3 の遵守については、設立から長期間が経過し、意思決定時まで遡る記録がない可能性のある農園には、例外規定が設けられている。

土地に対する法律上又は慣習上の権利がある場合、認証単位は、当該権利が理解されており、脅かされたり縮小されたりしていないことを明示すべきである。この基準は、基準 4.5、4.6 及び 4.7 と併せて考慮すべきである。慣習上の権利の及び領域が不明確な場合には、影響を受ける当事者（近隣の地域社会や地方当局を含む）を含めた参加型マッピングを通じて、当該領域を確定すべきである。

この基準は、交渉による合意によって、他の利用者に逸失利益及び／又は放棄された権利を補償することを認めている。交渉による合意は強制によるべきではなく、新規の投資又は操業に先立って、すべての関連情報がオープンに共有された上で、自由意思で締結され、実施されるべきである。地域社会の代表については透明性をもつべきであり、地域社会の他の構成員との開かれたコミュニケーションによるべきである。

新基準

ガイダンス

4.4 (続き) 関連する法的取決めとして、交渉による利益配分協定、合併事業契約、理事会における法定代理人、事前の土地使用の制限、共同管理契約、小規模自作農契約、賃貸借契約及び借地契約、ロイヤルティの支払いのほか、土地の取得並びに地域社会の土地保有権、使用权及びアクセス権の影響などが挙げられる。

4.5 認証単位は、RSPO 基準の遵守を通じて、国連持続可能な開発目標（特に、SDG2、6 及び 15）を支持するコミットメントを明示することができる。

認証単位は、食料と水の安全保障に関する現行の国家戦略の実施を支援すべきであり、その事業活動のいずれも、これらに相反するものであってはならない。

認証単位は、管理区域の管理計画や管理戦略において、国内の及び／又は国際的な自然災害リスクに関する評価、戦略及びマップを認識すべきである。認証単位は、自然災害のリスクを関係する地域のサプライヤーや地域社会に知らせ、重大な自然災害や人災が生じた場合には支援を行うべきである。

この活動を、基準 3.4 に定める社会環境インパクト評価（SEIA）に組み込むべきである。

FPIC のプロセスにおいて、地域社会の食料と水の安全保障に負のインパクトが及ぶ場合にこれを埋め合わせるための措置を認証単位と地域社会との間で協議し、合意すべきである。これらの措置とその実施案（内容、方法、期間、対象者、実施における脅威と機会）は、資源管理計画の中に文書化する。

4.5 (続き) 計画する操業によって食料と水の利用可能性、アクセス、質及び安定性に悪影響が及ぶ場合は、緩和や救済のための措置について合意すべきである。

該当する場合、FPIC に従って再定住した地域社会では、認証単位が、スクリーニングプロセスや、例えば継続的な対話を通じるなどして、食料と水の安全保障状況を監視し、地域の食料と水の安全保障を確保すべきである。

人口動態を考慮する取組みを行うべきである。ニーズと能力の変化や利用できる資源について熟考するため、一連の措置は定期的に見直す（半年に一度を提案する）。

認証単位はその操業を通じて、地域社会が市場にアクセスするのを制限すべきではない。

認証単位は、水に関する重要なリスクや共通の課題を特定するために、集水域を評価すべきである（HCV 4 を参照）。認証単位は、自社の操業が水の供給可能性や水質に及ぼす影響を定期的に監視すべきである。

新規作付けが認められると考えられる場合、管理計画や操業において神聖な場所は守るべきである。

先住民、地域社会その他の利害関係者との合意は、強制やその他の不当威圧によることなく、なされるべきである（基準 4.4 のガイダンスを参照）。関連する利害関係者には、当該新規作付けによって影響を受けるか、これに関係する人々が含まれる。

慣習上の権利及び使用権は、FPIC のプロセスの一環として参加型で作成された使用者マッピングを通じて明示されることになる。

FPIC は基本原則であり、サプライチェーン全体を通じてすべての RSPO 会員に適用されるべきである。RSPO が承認した FPIC のガイダンス（『FPIC と RSPO : 会員向けガイド』、2015 年 10 月）を参照すること。

新基準

ガイダンス

4.6 土地の権原による土地使用条件について対立がある場合、認証単位は、関係当事者との対立を解消するために必要な措置が講じられているという証拠を示すべきである。

紛争解決のための仕組みを設けるべきである（基準 4.2 及び 4.6）。

操業が他の権利保有者と重なる場合、認証単位は、基準 4.2 及び 4.6 に従い、適切な当局とともに問題を解決すべきである。

## 原則5：小規模自作農の参加を支援する

### 新基準

### ガイダンス

5.1 FFBの適正価格は、該当する場合には、政府又は政府が承認したイニシアチブの設定した価格と同等又はそれ以上とする。これに該当しない場合には、農産物の市場価格をもとに、以下の要素を考慮すべきである。

1. 該当する場合には小規模自作農に発生するコスト（例えば、肥料、種子、農薬、FFBの輸送、土地使用許可、土地の所有権料、地持ち、人件費及びその他FFB生産に関するコスト）。
2. 環境や気候に関連した予期しない、予測不能なリスクによるコスト。まだ対処法のない新たな害虫の発生、気候変動の影響、極端な気象条件を含む。

出所：FAO 責任ある契約農業に関する指導原則（2012年）

これは、認証単位がグループ認証制度で認証されたグループのグループ責任者である場合にも適用されるべきである。

小規模自作農との取引では、仲買人の役割、FFBの輸送や保管、品質や等級づけなどの問題を考慮すべきである。FFBに含まれる栄養分のリサイクルの必要性（基準7.5を参照）も考慮すべきである。小規模自作農にとって廃棄物のリサイクルが現実的でない場合には、輸出する栄養分の価値に対する補償をFFBの価格を通して行うことも考えられる。

小規模自作農がFFBの適正価格を受け取っていないと考える場合は、仲買人が介入するか否かにかかわらず、基準4.2に基づく苦情処理手順を利用できるようにすべきである。

RSPOの原則と基準を満たすために、認証単位が小規模自作農に対して作業慣行の変更を要求する場合は、当該変更のコストを考慮すべきであり、FFBに対する前払いの可能性も考慮することができる。

新基準

ガイダンス

5.2 RSPO は小規模自作農の支援に関するガイダンスを策定する予定である（本規格制作時点で RSPO 小規模自作農規格を別途策定中）。

意見交換には、必要に応じて、集荷センター又は、代表機関などの第三者を含めることができる。

特にスキーム型小規模自作農について、支援プログラムは長期的な関係に基づいて行う。

認証単位が独立小規模自作農からの支援要請に対し、その適格性を評価する場合は、以下の要素を考慮することができ、その上で当該小規模自作農に説明し、理解を得る。

- 搾油工場に対して継続的に供給される FFB の予測量
- 改善プログラムの実施に対する小規模自作農の準備状況

RSPO 認証の個別要素には以下を含めることができる。

- RSPO の社会化
- 安全衛生研修
- FPIC
- HCV

支援サービスの提供先には、共同組合、代理業者、集荷センター及び代表組織を含めることができるが、ただしこれらに限定されない。

## 原則6：労働者の権利と労働条件を尊重する

### 新基準

### ガイダンス

6.1 差別禁止の要件は、契約上の地位にかかわらず、すべての労働者に適用される。

遵守の例となり得るものには、適切な証拠書類（例えば、求人広告、職務説明書、人事考課など）及び／又は影響を受ける集団など、関連する利害関係者との面談で得られた情報などがあり、当該集団には女性、地域社会、外国人労働者、移住労働者などが含まれる。

国の法令にかかわらず、健康状態を差別的に用いるべきではない。

基準 4.2 に詳述されている苦情処理手順が適用される。特定の地域社会に雇用や便益を提供するための肯定的差別は、交渉による合意の一部として許容される。

指標 6.1.2 の証拠の例として、雇用主と幹旋機関との契約、労働者と幹旋機関との契約、明確な企業方針と採用手順、幹旋手数料が課されていないことに対する労働者と幹旋機関による確認などが考えられる。

外国人労働者や移住労働者は、法律で義務付けられる場合を除き、現地の労働者が支払う必要のない金銭を支払うべきではない。仕事の人選は、労働者の支払い能力を基準として行うべきではない。

6.2 まっとうな生活水準の算定要素には、世界生活賃金連盟（GLWC）の手法に従い、不測の事態への備えを含め、食料、水、住居、教育、医療、交通、衣類及びその他の必需品を含めるべきである。

必需品のリスト（食料及び住居以外の要素が考慮される予定である）及びこれらの要素に関連するコスト／価値は、RSPO が提示する予定である。

新基準

ガイダンス

6.2 (続き) 操業する国又は地域において、GLWC の生活賃金水準又は RSPO が承認した生活賃金算定方法の基本要件を満たす水準が設定されている場合は、これをベンチマークとして用いるべきである。

業界が定めた生活賃金のベンチマークがある場合は、まっとうな生活賃金の定義の要素又はそれと同等の要素が考慮されている限り、それらを基準として用いることができる。

生活賃金水準が設定されていない国については、その国で GLWC によるベンチマークが設けられるまでの間、RSPO が承認したベンチマークに従うべきである (指標 6.2.6 の運用上の留意事項を参照)。

書面による方針で、生活賃金の支払いを約束するものを設けるべきである。

実施計画には具体的な目標を設けるべきであり、以下を含め、段階的な実施プロセスを設けるべきである。

- 現行の賃金とすでに労働者に支給された現物給付を明らかにするため、評価を実施する。
- 生活賃金の実施に関して年ごとに進捗がある。
- 財のバスケット相当額に基づく最低賃金が団体協約 (CBA) で定められている場合は、これを生活賃金支払いの段階的実施の基礎として用いるべきである。
- 認証単位は、パイロットプロジェクトとして、ある一部門での生活賃金支払いの実施を選択することができる。このパイロットプロジェクトについて評価と修正を行った上で、最終的には本格的な生活賃金支払いを実施することになる。

労働組合や労働者の代表が同意する場合に限り、雇用主は、労働者の生活水準を上げるために、賃金配分を乱すことなしに、現物支給の量を増やすか又は質を高めることができる。



6.3 移住労働者や出稼ぎ労働者、契約労働者を含め、スタッフや労働者が結社を組織し、認証単位と団体で交渉する権利は、ILO 条約第 87 号及び 98 号に従って、尊重すべきである。

団体交渉では、労働者の権利に関する条件だけでなく、労働者と家族が医療、教育、栄養のある食料、安全や保護のための装備、エネルギーを利用する権利も含めることが奨励され、また、苦情申立てと救済の明確な仕組みを含めることも考えられる。

外国人労働者には、組合への参加を奨励すべきである。結社の自由と団体交渉の権利が法律で制限されている場合、認証単位は、こうした人員すべてのために独立した自由な結社と交渉のための類似手段を促進する旨の声明を公表する。

6.4 役員契約及びサプライヤー契約とは、認証単位が締結してそれに対する影響力を有する契約をいい、電話や電力などのインフラ敷設に関する役務を対象とする契約をいうものではない。

認証単位は、最低就業年齢を労働時間とともに明確に定めるべきである。その国の最低学卒年齢を超える者、又は 15 歳以上の者のみを労働者として雇用することができる。労働者の最低年齢は、国の規則で定められた年齢を下回らないこととする。ILO 条約第 138 号に従い、危険有害労働は 18 歳未満の者に従事させるべきではない。

家族農園での労働は、その農園が別の主体と契約し又は別の主体に業務を提供している場合には、禁じられている。農園での労働は、家族の自家消費を目的とする場合のみ、認められる。

児童労働は雇用主によって強制されないだけでなく、児童は、第三者の雇用者と雇用関係を結んで児童労働に従事し、その結果に苦しむ必要はない。

新基準

ガイドンス

6.4 (続き) 年齢確認書類には、入手できる場合、政府が承認した写真付きの身元確認書が含まれる。

救済策の例としては、労働していることが判明した最低年齢未満の労働者を援助すること、児童を労働現場から連れ出して両親や保護者に連絡し、心身の健康を確認する医療検査を実施するよう確保すること、及び認証単位が確実に児童を就学させることなどがある。

6.5 スタッフや労働者、契約労働者及びその他関連する利害関係者と協議して策定した明確な方針があり、当該方針が公開されているべきである。方針実施の進捗状況を定期的に監視し、この監視の結果を記録すべきである。

これらの方針には、女性への教育や労働者の意識啓発を含めるべきである。職場での暴力やセクシャルハラスメントなど、女性が直面する特有の問題に対処するプログラムを用意すべきである。そのための委員会にはすべての業務分野からの代表を含めるべきであり、次のような問題を検討することになる。すなわち、女性の権利についての研修、暴力を受けた女性へのカウンセリング、認証単位が提供する児童保育施設、女性に最長9ヵ月間の授乳期間を認め、化学物質を散布又は使用する作業はそれ以降に再開すること、女性に効果的な授乳ができるようにする休憩時間の付与など。

### 6.5.3 について

ジェンダー委員会がニーズの把握を支援できる。

24ヵ月未満の乳児のいる母親がプライバシーを保って授乳や母乳の搾乳・保存ができるように、十分なスペースと有給の休憩を提供すべきである。

6.6 移住労働者を法律上正当と認めるべきであり、外国人労働者の入国要件及び国際基準を満たすために、別途、雇用契約を作成すべきである。いかなる控除も、DLW を損なうべきではない。

労働者は、安全な保管を目的として、パスポートや身元確認書を管理者に保管してもらうよう、自らの意思で希望することができる。そのような場合、預かった書類は、労働者の要請に応じて返却すべきである。このことをすべての下請労働者とサプライヤーに適用するにあたり、デューデリジェンスの証拠を用意すべきである。

契約すり替えについては国内ガイダンスを用いるべきである。

労働者は、処罰の脅威なしに、自発的かつ自由に雇用関係を結ぶべきであり、また、合理的な通知を行った上で、又は契約に従って、罰則なしに雇用関係を終了させる自由を有するべきである。これは次の ILO 条約に従うものである。1930 年の強制労働条約（第 29 号）、1930 年の強制労働条約の 2014 年の議定書（P029）、1957 年の強制労働廃止条約（第 105 号）、2014 年の強制労働勧告（第 203 号）。

これに関連する労働方針には以下を含めるべきである。

- 非差別的慣行についての声明
- 契約すり替えの禁止
- 特に言語、安全、労働法、文化的慣行などに重点を置いた着任後のオリエンテーションプログラム
- 国内法か、国内法がない場合には ILO 勧告第 115 号に従って、まっとうな住居を提供すること。
- 移住労働者の募集や雇用に関する手数料

## 原則7 生態系と自然環境を保護、保全し、向上させる

### 新基準

### ガイダンス

7.1 認証単位は、化学物質の使用を最小限に抑えるために文化的、生物学的、機械的及び物理的な手法を組み込んだ、広く認められている IPM の手法を用いるべきである。可能な場合、生物学的防除には在来種を利用すべきである。

火入れを用いて病害虫防除を行う場合には規則どおり、「ASEAN 火入れ禁止方針の実施に関するガイドライン」（2003 年）又は他の地域のこれと同様のガイドライン若しくは規則に定める統制された火入れの事前承認を、関係当局から得た証拠を用意すべきである。

7.2 RSPO は、農薬や除草剤の使用に代わるいくつかの例を確認しており、これには「アブラヤシのための総合的雑草管理戦略に関する研究プロジェクト」（CABI、2011 年 4 月）に列挙されたものが含まれる。

測定 of 正確性に問題があるため、農薬毒性の監視は独立小規模自作農には適用されない。

農薬使用の妥当性については、害の少ない代替物や IPM を考慮すべきである。このような農薬使用の妥当性は、公開サマリー報告書に記載することになる。耐性発現を防ぐための措置（農薬のローテーション使用など）を適用すべきである。

デューデリジェンスとは、きわめて特異な状況を除いて RSPO で使用が禁止されている、世界保健機関の分類でクラス 1A 又は 1B に分類されている農薬、又はストックホルム条約若しくはロッテルダム条約で指定されている農薬、及びパラコート of 緊急使用を企業が特定、評価、削減、防止し、かつ検証方法を説明するプロセスであると了解されている。デューデリジェンスの内容と範囲は、農薬を散布する地域の規模、散布する事情と場所、製品や作業の性質、有害性の高い農薬の使用が引き起こす実際の、及び生じうる負 of インパクト of 深刻さなどの要因に影響される。

- 7.2 (続き) デューデリジェンスとは次のことを指すべきである。
- a) 脅威の判定と、これが重大な脅威である理由の検証
  - b) ほかに使用できる製品がない理由
  - c) ほかに有害性の低い製品がないことを確認するために用いたプロセス
  - d) 農薬散布の負のインパクトを抑えるためのプロセス
  - e) 推定される散布期間と、散布を特別の事態に限定するためにとられる措置

広く認められている優良事例には次のものが含まれる。すなわち、すべての農薬は、「FAO 農薬の流通及び使用に関する国際行動規範」及びそのガイドラインに定められ、かつ、この国際行動規範を支持する関連の業界ガイドラインで補完されているとりに保管すること（付属文書 3 を参照）。

- 7.3 廃棄物管理・処分計画には、以下を目的とした措置を含めるべきである。
- 資源利用の効率性を向上させ、廃棄物になりうるものを栄養分としてリサイクルする、又は付加価値品に転換すること（例えば、家畜飼養プログラムを通じて）。
  - 有害化学物質及びその容器の適切な管理と処分。余剰の化学物質容器は、水源の汚染リスクや人の健康へのリスクが生じないように、利用可能な優良事例（例えば、納入業者に返却する、三重洗浄法を用いて洗浄する）を用いて、環境的及び社会的に責任ある方法で再利用、リサイクル又は処分すべきである。製造元ラベルに記載された処分方法を遵守すべきである。

認証単位には、周辺近隣地域の廃棄物管理を向上させることが推奨される。

地方政府による無毒及び無害な一般廃棄物の収集サービスが利用できない場合は、処分方法として埋立てが必要になる場合もある。

埋立てを用いる場合は、以下を含め、適切なガイドラインに従うべきである。

- 対象を一般の家庭廃棄物のみとし、無機廃棄物を最小限に抑えること。
- 水源、住民及び地域社会から離れた場所で、かつ保護地域の外側で行うこと。
- 攪乱を避けるため、適切に覆いをし、明確な境界や標識を設けること。

新基準	ガイドンス
7.4	長期的な土壌肥沃度は、土壌の構造、有機物含有量、養分状態及び微生物の健全性の維持に左右される。養分利用効率では、農園の年数と土壌の状態を考慮すべきである。養分リサイクル戦略には、副産物やエネルギー生産へのバイオマス利用を含めるべきであり、無機肥料使用を最小限に抑えるよう推進すべきである。
7.5	土壌侵食を最小限に抑える技術はよく知られており、適当な場合にはそれらを採用すべきである。これには、地被管理、バイオマスのリサイクル、段丘造成、及び植え替えに代えて天然更新や復元を行うことなどが含まれる。
7.6	これらの活動は、社会環境インパクト評価（SEIA、基準 3.4 を参照）と結びついている場合もあるが、必ずしも外部専門家が実施する必要はない。  土壌適合性マップや土壌調査は操業の規模に見合ったものであるべきであり、また、開発の長期的な持続可能性を確保するため、土壌型、地形、水文、根群域深度、水分有効度、石礫率及び肥沃度に関する情報を含めるべきである。  適切な慣行が要求される土壌を特定すべきである（基準 7.6 及び 7.7 を参照）。この情報を作付けプログラムなどの立案に用いるべきである。  重機の適切な使用、傾斜地での段丘造成、適切な道路建設、地被の速やかな定着、河岸の保護などを通じて、侵食を最小限に抑える措置を計画すべきである。  農園の境界内にあるアブラヤシの長期栽培に適さないと考えられる区域については、計画の中で明確に示し、適宜、保全や回復のための事業に含めるべきである（基準 7.6 及び 7.7 を参照）。  土壌適合性を評価することは小規模自作農にとっても同じく重要であり、特に、一箇所で多数が操業している場合にはそれが言える。

7.6 (続き) 土壌適合性に関する情報は、その場所に農園開発を見込んでいる独立小規模自作農からアブラヤシ果房 (FFB) を購入することを認証単位が計画している場合には、当該認証単位が収集すべきである。認証単位はこの情報を評価し、土壌適合性に関する情報を独立小規模自作農に提供すべきであり、かつ／又は独立小規模自作農の持続可能なアブラヤシ栽培を支援するため、関連する政府機関や公的機関及びその他の組織 (NGO など) と協力して、情報を提供すべきである。

7.7 認証単位には、最善の管理慣行 (BMP) の監視と普及促進が行えるように、供給元の境界内にある泥炭地の地図を作成することが推奨される。

#### 指標 7.7.3 について

泥炭土壌にある既存の作付け地については、圃場内の適切な治水構造物 (堰や土嚢など) と幹線排水路の排水地点にある水門のネットワークを通じて、地下水位が、国の規制でこれより高い水位とすることが義務付けられている場合を除き、地下水ピエゾメーターによる測定で地表から平均 50 センチメートル (40 ~ 60 センチメートルの間) の深さ、又は集水管内で測定した水位が地表から平均 60 センチメートル (50 ~ 70 センチメートルの間) の深さに維持されるべきである。

#### 指標 7.7.3 について

地盤沈下の監視は、農園に隣接し、水位が農園に関連する排水の影響を受けうる地域も含め、農園内のすべての排水された泥炭地で実施すべきである。

7.8 水管理計画には以下を含めるべきである。

- 関連する利害関係者、彼らの水利用及び水資源の利用可能性を考慮すること。
- 使用効率と水源の回復可能性を考慮すること。
- 認証単位による水の利用と管理が、地域社会や慣習的な水利用者を含め、集水域内の他の利用者に負のインパクトを及ぼさないよう確保すること。
- 地域社会、労働者とその家族が、飲用、調理用、浴用及び洗濯用にきれいな水を十分に利用できるよう確保することを目指すこと。
- 土壌、栄養素若しくは化学物質の流出による、又は搾油工場から排出される廃液 (POME) など廃棄物の不適切な処分の結果として、地表水及び地下水が汚染されないようにすること。

新基準

ガイドンス

7.8 (続き) 「流域保護地区の管理と回復のための最善管理慣行 (BMP) に関する RSPO マニュアル」(2017年4月)を参照のこと。

搾油工場から排出される廃液の要件やその水質が国の規則で定められていない場合は、国別解釈のレベルで定めるべきである。

7.9 搾油工場における粗パーム油 (CPO) 又はアブラヤシ製品 1トンあたりの再生可能エネルギー使用量を監視し、報告すべきである。

CPO 又はアブラヤシ果房 (FFB) 1トンあたりの化石燃料の直接使用量を監視すべきである。

すべての事業所の建設や改修に際しては、エネルギー効率を考慮すべきである。認証単位は、自社の操業における燃料や電力などの直接エネルギー使用量及び操業のエネルギー効率を評価すべきである。これには、すべての輸送と機械操作を含め、現場の契約労働者による推定燃料使用量を含めるべきである。

該当する場合には、バイオガスの採取と利用の実現可能性について調査すべきである。

7.10 認証単位は、鈹質土壌、炭素貯留量の少ない地域及び現在の使用者が油やしに転換する意思を有する耕作地 (ゴムや樹木作物など) のみ、新規作付けを行うべきである。

認証単位が作成する計画では、GHG 排出量を削減するためにとるべき措置を明記すべきである。例えば、低排出の管理慣行を搾油工場 (搾油工場から排出される廃液 (POME) の管理改善、高効率のボイラーなど) と農園 (肥料使用の最適化、エネルギー効率の良い輸送、適切な水管理、泥炭地と保護区域の復元) の双方で採用することなどである。RSPO の「パーム油生産による総排出量を削減するための最善管理慣行集」を参照されたい。この基準は、農園、搾油工場の操業、道路及び取付水路・道路や外周水路・道路等のその他のインフラを対象にしたものである。

7.11 小規模自作農のための公開学習プログラムや研修プログラムが必要な場合がある。



## 7.12

**指標 7.12.2 について**

総合的な HCV-HCS 評価の一環として実施する HCV 評価は、新規作付けに関する HCV 評価を行う機関として HCVRN の審査機関認定スキームが承認した評価機関を用い、高保護価値資源ネットワーク (HCVRN) の「HCV の特定に関する共通ガイダンス」の最新版又は各国の HCV ツールキットに沿って、HCVRN の手順に従って行うべきである。

HCV 評価の実施を助けるために、世界的に適用される HCV の定義の国別解釈を用いることができる。国別解釈との矛盾が認められるときは、いかなる場合も上記の共通ガイダンスで定める世界的に適用される HCV の定義が優先する。

景観レベルの HCV 及び／又は HCS マップが作成されている場合は、当該マップが政府の土地利用計画の一部になっているか否かにかかわらず、プロジェクトの立案の際に考慮すべきである。

「より広範な景観レベルの配慮」の実施及びその他の自然生態系に関する詳細なガイダンスが生物多様性・高保護価値ワーキンググループ (BHCV WG) によって作成される予定である。このガイダンスでは、「生物多様性保全の鍵となる地域 (KBA)」について言及する予定である。KBA は「国際基準」(IUCN 2016) に基づき、HCV 評価を通じて特定されるべきである。

**指標 7.12.4 について**

RSPO 及び HCVRN のウェブサイトにある関連ガイダンス文書を参照のこと。

統合的管理計画は、プロジェクトの実施前及び実施中に当該景観で活動している他の利害関係者と協働で策定すべきである。当該計画は、HCV の変化に適応すべきである。協働での取組みを試みた証拠を文書化し、閲覧できるようにすべきである。協働による計画や分野には以下があるが、ただしこれらに限定されない。

- 生物多様性、生態系サービス又は流域の保護に重要な森林の連続性の特定、保護及び／又は強化。
- 排水システム及び農園への取付道路や取付水路に関係する又は起因する景観への水文学的影響の最小化。
- 種や生息地の保護に関する法的要件の遵守の確保。

新基準

ガイダンス

7.12  
(続き)

- 例えば、HCV 地域の連結、回廊の保全及び HCV 地域周辺の緩衝地帯の設置の確保による、保護価値の高い生息地の損傷と劣化の回避。
- 水路や湿地、泥炭地、水辺地帯、急傾斜地を含むその他保護地域の防護及び管理。
- 違法又は不適切な狩猟、漁獲又は採取活動、及び不法侵入の取り締まり。
- 人と野生生物の衝突（例えば、ゾウの侵入など）を解決するための責任ある措置を策定すること。

**指標 7.12.5 について**

決定は影響を受ける地域社会と協議して行うことになる。

計画する操業が生計に及ぼす可能性のある正負双方の変化を考慮しつつ、影響を受ける地域社会と協議して、地域社会がその基本的ニーズを満たすために必要な地域を特定し、HCV・HCS の評価及び管理計画に組み込むべきである。

認証単位は、地域住民の権利と生計も保証するような方法で HCV 管理地域を保護するため、土地の管理や保有形態についてさまざまな選択肢を考慮すべきである。地域社会が管理し、慣習的又は法的な保有形態を通じて保護するのが最善の地域もあり、別のケースでは、共同管理を検討することができる地域もある。

企業や公的機関が HCV の保護又は向上を図れるように、地域社会に権利の放棄を求める場合には、地域社会が基本的なニーズを確保するのに十分な土地や資源を引き続き利用できるように、十分な配慮が必要であり、このような権利の放棄は地域社会の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意を条件として行われなければならない。

**指標 7.12.7 について**

HCVRN の「HCV の管理及び監視に関する共通ガイダンス」を参照のこと。

## 付属文書3 パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
倫理的な事業活動	1.1	腐敗の防止に関する国際 連合条約 (2000 年)			第 12 条	事業活動のため及び利益相反を防止するための行動規範を含む、民間の主体の誠実性を保障するための基準及び手続の策定促進。  透明性向上。  企業が腐敗を防止するための内部監査について十分な管理を行うことの確保。
	1.2 2					
	1.2 2.1 2.2	1997 年の民間職業仲介 事業所条約 (第 181 号)				第三者及び／又は民間職業仲介事業所を通じて雇用される労働者の保護を対象とする。
人権の尊重	4.1		国連人権擁護 者の権利に関 する宣言			人権擁護者を含め人権の保護に関して法的拘束力を持つ他の国際文書で謳われている人権基準が盛り込まれている。
	4.2					

付属文書3

パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
人権の尊重	4 5 6			国連ビジネス と人権に関する 指導原則 (2011年)	原則 11 ~ 24	組織の規模、業種又は所有形態にかかわらず、負のインパクトを回避及び／又は軽減することによって人権を尊重する。
	4 5 6	主要な国際人権条約： - 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) - 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) - あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (ICERD)			すべての中核的な人権条約	年齢、国籍、性別、人種、民族、宗教、能力、婚姻状態、性的指向や自己の性別認識、政治的意見又は所属機関などにかかわらず、人権を尊重する。

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
人権の尊重	4 5 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（CAT）</li> <li>－ 児童の権利に関する条約（CRC）</li> <li>－ 全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（ICMRW）</li> <li>－ 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（CPED）</li> <li>－ 障害者の権利に関する条約（CRPD）</li> </ul>				
公正な土地取得	4	1989年の原住民及び種族民に関する条約（ILO 第 169 号条約）			第 13 条～ 第 19 条	伝統的に占有し使用している土地と自然資源に対する権利の尊重と保護。継承の慣習の尊重。強制的な移転の禁止、損失や損害の補償。
	4		先住民族の権利に関する国連宣言（2007 年）		第 25 条～ 第 26 条	土地との独特のつながりに対する権利。自分たちの土地、領域その他資源を所有、使用、開発及び管理する権利。

付属文書3

パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
	4	国連生物多様性条約 (1992 年)			第 10 条 (c)	伝統的慣行に沿った生物資源の利用慣行の保護と奨励。
影響を受ける 地域社会の住 民の参加	4.5 4.5			環境と開発に 関するリオ宣言 (1992 年) 及び アジェンダ 21	原則 10	環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。原則 10 は、市民の参加を、市民の情報へのアクセスや救済手続へのアクセスと結び付けている。アジェンダ 21 において、持続可能な開発を達成するための基本原則の一つは、意思決定における幅広い市民参加である。アジェンダ 21 とリオ宣言はともに、すべての主要な集団が参加することの重要性を強調している。また、法的拘束力のある国際文書などによるものも含め、特に強調されてきたのは、先住民や女性など、政治的に不利な立場にあると考えられる集団の意思決定への参加を確保することである。

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
先住民及び種族民の公平な代表と参加	4.2 4.4 4.5 4.6	1989年の先住民及び種族民に関する条約 (ILO 第 169 号条約)			第 6 条～ 第 9 条	自己の代表としての機関。合意又は同意を達成することを目的とした協議。自己の優先順位を決定する権利、慣習を維持する権利、慣習法（国際法と矛盾しないもの）に従って違反の裁決を行う権利。
	4.4-4.8		先住民の権利に関する国連宣言 (2007 年)		第 3 条	先住民は、自己決定の権利及び自らの経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する権利を有する。
	4.4 4.5 4.7		先住民の権利に関する国連宣言 (2007 年)		第 10 条、 第 11 条 (2)、 第 19 条、 第 28 条 (1)、 第 29 条 (2) 及び 第 32 条 (2)	自らの代表機関を通じて表明される、自らの土地に影響を及ぼすプロジェクトに対する、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意の権利。
	4.4 4.5 4.7	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約。米州人権制度			国連人種差別撤廃委員会。 国連経済的、社会的、文化的権利委員会。 米州人権委員会	先住民に影響を及ぼしうる決定に対する自由意思による事前の十分な情報に基づく同意（この基準は、「優良事例」基準として世界ダム委員会、採掘産業レビュー、森林管理協議会、UNDP、CBD、IUCN、WWF などの機関に広く受け入れられている）。

## パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
強制労働の 禁止	2.2	ILO1930年の強制労働条 約 (第 29 号条約)	1930 年の 強 制労働条約の 2014 年の 議 定書		第 5 条	会社に与えられる免許は、いかなる形 態の強制労働も生じさせてはならない。  強制労働を回避するためにとるべき措 置を定める。
	6.6				第 1 条、 第 2 条、 第 4 条	
	6.6					
	6.6	ILO1957年の強制労働廃 止条約 (第 105 号条約)			第 1 条	すべての種類の強制労働の利用の禁 止。
児童の保護	6.4	ILO1973年の最低年齢条 約 (第 138 号条約)			第 1 条～ 第 9 条	児童労働の全面的廃止と、15～18 歳を下回らない各国の最低就業年齢の 明示 (職業による)。
	6.4	ILO1999年の最悪の形態 の児童労働条約 (第 182 号条約)			第 1 条～ 第 7 条	児童奴隷、負債による奴隷、売春のた めの取引及び斡旋の廃止、遵守を監視・ 履行するための適切な手法。
	6.4	1921年の最低年齢 (農業) 条約 (第 10 号)			第 1 条～ 第 2 条	修学時間外における 14 歳未満の児童 に適用される。



テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
	6.4	児童の権利に関する条約 (CRC) (1989 年)			第 32 条	児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利。
	6.4 6.5		先住民族の権利に関する国連宣言 (2007 年)		第 17 条 (2)、 第 21 条、 第 22 条 (2)	先住民の女性と子どもに対する搾取、有害な環境への曝露又は差別の禁止。
結社及び団体交渉の自由	6.3	ILO1948 年の結社の自由及び団結権保護条約 (第 87 号条約)			第 2 条～ 第 11 条	自ら選択する団体、連合及び総連合に加入する自由。規約及び規則を自由に選択する権利。団結権を保護するための措置。
	6.3	ILO1949 年の団結権及び団体交渉権条約 (第 98 号条約)			第 1 条～ 第 4 条	反組合的な行為と組合を支配下に置くための措置に対する保護。労働協約を通じた雇用条件の自主的交渉のための手段の設置。
	6.3	ILO1975 年の農業従事者団体条約 (第 141 号条約)			第 2 条～ 第 3 条	小作農、分益農及び小規模自作農の団体設立権。結社の自由。干渉及び強制からの自由。

付属文書3

パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
	6.3	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) (1966 年)			第 8 条 (1)	すべての者がその経済的及び社会的利益を増進し及び護るため、労働組合を結成し、及び当該組合の規則のみに従い自ら選択する労働組合に加入する権利。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。
	6.3	1981 年の団体交渉条約 (第 154 号)			第 1 条～ 第 3 条	企業における労働者代表は、現行の法令、労働協約又は労使の合意に基づくその他の取決めに従って行動する限り、労働者代表としての地位若しくは活動、組合員であること又は組合活動への参加を理由としてとられる解雇等、それらの者にとって不利益な措置に対する効果的な保護を享有する。

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
差別待遇の禁止及び同一報酬	6.1	ILO1951年の同一報酬条約 (第100号条約)			第1条～ 第3条	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬。
	6.1	ILO1958年の差別待遇 (雇用及び職業)条約 (第111号条約)			第1条～ 第2条	雇用及び職業における機会及び待遇の均等。人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく差別待遇の禁止。
	6.1		先住民族の権利に関する国連宣言 (2007年)		第2条、 第8条(e)、 第9条、 第15条(2)、 第16条(1)、 第21条(2)、 第22条、 第24条(1)、 第29条(1)、 第46条(3)	出自や帰属意識に基づく差別の禁止。慣習に基づく帰属意識を表明する自由。先住民女性の権利に対する特別な注意と完全な保護。
	6.1	ILO1981年の家族的責任を有する労働者条約 (第156号条約)			第1条～ 第5条、 第7条～ 第10条	被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約される者についてのあらゆる形での差別の禁止。

パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
	2.2	ILO1997年の民間職業仲介事業所条約 (第181号条約)			第1条、第2条、第4条～第12条	サービスを第三者の利用に供することを目的として雇用される労働者への保護に関連する。
	6.1	ILO1983年の職業リハビリテーション及び雇用(障害者)条約 (第159号条約)			第1条～第4条	この条約は、障害者が相応しい雇用を確保し、維持し、そこで出世し、それにより社会への融合又は再融合が更に進むことを可能にする、職業リハビリテーションに関連する。
	6.1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) (1966年)			第7条	公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること。 年功及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い適当な地位に昇進する均等な機会。

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
職場におけるハラスメントや虐待の排除	6.5	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)			一般勧告 35	企業や多国籍企業を含む民間部門の、あらゆる形態の女子に対する性別に基づく暴力を根絶する取組み。職場で起こりうる、又は女子労働者を傷つけるおそれのあるあらゆる形態の女性に対する性別に基づく暴力に対処する規約や手順の策定。効果的で利用しやすい内部告発手順を含む。
移民の公正な雇用	2.2 6.6	ILO1949年の移民労働者条約 (第 97 号条約)				情報の提供。移動の自由。医療の提供。雇用における差別待遇の禁止。宿泊設備、社会保障及び報酬。合法的な移民労働者の強制送還の禁止。貯金の本国送金。
	6.6	ILO1975年の移民労働者 (補足規定) 条約 (第 143 号条約)			第 1 条～ 第 12 条	基本的人権の尊重。不法移民に対する劣悪な条件での雇用からの保護。不法移民の人身取引の禁止、移民労働者の公正な取扱い。
	2.2 6.6	すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約 (1990 年)			第 11 条、 第 21 条、 第 25 条、 第 26 条	奴隷労働の防止。強制労働。身元確認書類の没収。労働条件及び契約条件。結社の自由及び労働組合に加入する権利。

## パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
農園労働者の 保護	6.1	ILO1949年の移民労働者 条約 (第97号条約)			第5条～ 第91条	募集及び移送中における募集した労働者の家族の権利の保護。公正な雇用契約。刑罰の廃止。公正な賃金と労働条件。社内の売店の使用の強制や義務の禁止。適切な宿泊設備と条件。母性の保護。傷害や事故に対する補償。結社の自由。団結権及び団体交渉権。適切な労働監督。まっとうな住居と医療。
	6.2	ILO1921年の結社権（農 業）条約 (第11号条約)			第1条	農業に従事するすべての労働者に対し、工業労働者と同一の結社及び組合の権利が与えられる。
	6	ILO1958年の農園条約 (第110号条約)			第1条、第2条、 第5条、第7条、 第8条、第11条、 第12条～ 第15条	この条約は、農園労働のために募集された労働者とその家族（移住労働者を含む）の権利に関するものである。

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
労働者の労働時間	6.2	ILO1952年の有給休暇(農業)条約(第101号条約)			第1条、第3条、第5条、第7条～第9条	農業企業及びこれに関連する業務に使用される労働者が同一使用者に一定の期間継続勤務した後は、この者に対して年次有給休暇を与えるものとする。
	6.2	ILO40時間制条約(第47号条約)			第1条	加盟国に対し、生活水準の低下を来さないような形で週40時間制を採用することを義務付けている。
女性の労働権の保護	6.1	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)(1979年)			第11条	職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利、並びに見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含め、職業訓練及び再訓練を受ける権利。手当を含め同一価値の労働についての同一の報酬、同一待遇についての権利、並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利。
	6.1	2000年の母性保護条約(第183号)			第9条	業務に関して国内法令により要求されている場合を除き、女性が求職するときに妊娠検査又はそのような検査の結果の証明を求められることの禁止。

## パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
	6.5 6.7	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) (1979年)			第11条 (f)	生殖機能の保護を含め、作業条件に係る健康の保護及び安全についての権利。
	6.5	2000年の母性保護条約 (第183号)			第10条	女性は、その乳児の哺育のために1日1回以上の休憩をとり又は1日の労働時間を短縮する権利を与えられるものとする。 当該休憩又は1日の労働時間から短縮された時間は労働時間として算定され、また、その算定に従って報酬を与えられるものとする。
小作農及び分益農の保護	4.2			ILO1968年の小作農及び分益農勧告 (第132号勧告)	第4項～第8項	公正な小作料。収穫物に対する十分な支払い。福祉の提供。団体。公正な契約。紛争の解決のための手続。
小規模自作農の保護	5	ILO1962年の社会政策 (基本的な目的及び基準) 条約 (第117号条約)			第4条	慣習上の権利を十分に考慮した譲渡。協同組合結成の支援。できる限り高度の生活水準を確保するための小作条件。



テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
安全衛生	3.6 6.7	ILO2001年の農業における安全健康条約 (第184号条約)			第7条～ 第21条	適切な危険性の評価を行い、作業場、機械、設備、化学物質、器具及び加工に関する安全衛生を確保するため、予防及び防護措置をとること。情報発信、適当な訓練、監督及び法令遵守を確保すること。年少及び女性労働者の特別な保護。職業上の健康及び疾病に対する保護。
	3.6 6.7	ILO1974年の職業がん条約 (第139号条約)				各加盟国は、労働者が就業中にさらされるがん原性物質及びがん原性因子を、非がん原性物質若しくは非がん原性因子又は有害性の一層低い物質若しくは因子で代替させるようにあらゆる努力を払うものとする。代替の物質又は因子の選定に当たっては、これらの物質又は因子の発がん性、毒性その他の特性を考慮するものとする。
	3.6 6.7	ILO1933年の廃疾保険 (農業)条約 (第38号条約)			第1条～ 第6条、 第13条、 第17条、 第20条、 第23条	労働者のための廃疾保険制度の維持。

## パーム油生産に適用される主な国際法及び条約

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
	6.1 6.2	2000年の母性保護条約 (第183号)			第2条～ 第4条	母性の保護と給付。
危険な化学物質と農薬の使用の管理又は廃絶	7.2	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (2001年)			第1条～ 第5条	附属書Aに掲載の化学物質（アルドリ ン、クロルデン、PCBなど）の製造及 び使用の禁止及び／又は廃絶。附属書 Bに掲載の化学物質（DDTなど）の 製造及び使用の制限。附属書Cに掲 載の化学物質（ヘキサクロロベンゼン など）の排出の削減又は廃絶。
	7.2	国際貿易の対象となる特 定の有害な化学物質及び 駆除剤についての事前の かつ情報に基づく同意の 手続に関するロッテルダム 条約（1998年）			第1条、 第5条 及び 第6条	禁止された有害な化学物質及び農薬の 取引の制限。これらの使用及び取引を 管理するための国の手続の策定。禁止 された有害な化学物質及び農薬の一覧 掲載。
			先住民族の権 利に関する国 連宣言 (2007年)		第21条(1)、 第23条、 第24条、 第29条(3)	生計及び衛生、健康、住居の改善。保 健サービス計画展開への参加。伝統医 療の実践維持。健康の効果的な監視。

テーマ	関係する P&C	国際基準			主要条項	保護の概要
		条約	宣言	指導原則/ 国連の成果文書		
		ILO1977年の作業環境 (空気汚染、騒音及び振動) 条約 (第 148 号条約)			第 1 条～ 第 3 条	空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害の防止、抑制、保護のために取られるべき措置を提供する。
		ILO1990年の化学物質条約 (第 170 号条約)			第 2 条 (c) 及び 第 4 部	化学物質を原因とする業務中の傷病事故の防止または削減する手段を提供する。確認、化学物質の移転、曝露、作業管理、処分、情報及び訓練の文脈における雇用者の役割と責任を特定する。
食料に対する 権利	6.2	経済的、社会的及び文化的 権利に関する国際規約 (ICESCR) (1966 年)			第 11 条	食料に対する権利を含む、相当な生活水準に対する権利
環境保護	3.4	国連生物多様性条約 (1992 年)			第 14 条	生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある事業計画案に対する環境影響評価。適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認める
生物多様性の 保全		国連生物多様性条約 (1992 年)			第 1 条～ 第 18 条	生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用。
GHG 排出	7.10				第 1 条～ 第 4 条	農業部門含め、危険な人為的干渉を回避するために、温室効果ガスの大気中濃度を安定化させることを目的とする。

## 付属文書4 指標2.3.2に関する実施手順 2.3.2

認証単位の供給元に小規模自作農がある場合、既存の RSPO 認証搾油工場については、供給元のすべての小規模自作農がこの基準を満たす期限は [2018 年 11 月 15 日] から 3 年である。まだ認証を取得していない搾油工場や認証初年度の搾油工場の場合、供給元の小規模自作農に対する当該期限は認証を取得した時点から 3 年である。

## 付属文書5 HCV評価からHCV-HCS評価への移行

基準 7.12 では、2018年11月15日(すなわち、GA15でのP&C採択)以降に新たに開墾する場合は、事前にHCV-HCS評価を行わなければならないとしている。タスクフォースは、これにはさまざまなケースがあり、HCV評価がすでに実施されて承認されているケースや承認手続が進行中のケースがあることを認識している。本付属文書では、新規の開墾を行う場合、行わない場合のそれぞれについて、この新たな要件が既存の認証と新規の認証のさまざまなケースにどのように適用されるかを示す。

### 新規開墾を行わないケース

- 既存の認証農園で、2018年11月15日以前に承認された有効なHCV評価あり。
  - 再認証を目指す  
→HCV評価でもよい。
  - 植え替え  
→HCV評価でもよい。
- 既存の農園で、2018年11月15日時点で認証を取得しておらず、最初の認証を目指している。
  - 審査機関認定スキーム(ALS)で承認された有効なHCV評価なし。  
→新たにHCV-HCS評価が必要。
  - ALSで承認された有効なHCV評価あり。  
→ALSが承認したHCV評価でもよい。
    - ・ 認証が修復・補償手続(RACP)又は事業権(HGU)のプロセスによって進まず、2018年11月15日時点で未決案件になっている場合は、過去に承認されたHCV評価(RSPO及びALSが承認したもの)が2009年1月1より前のものでなければ、当該評価でもよい。
  - 2018年11月15日より前にHCV評価をALSに提出したが、承認待ちである。  
→ALSの審査が合格の場合には、承認されたHCV評価でもよい。  
→ALSの審査が不合格の場合には、新たにHCV-HCS評価が必要。
  - 植え替え→ALSが承認したHCV評価でもよい。

<sup>1</sup> RSPOが承認したHCV評価機関の最初のリストが公表された日。

## 付属文書5 HCV評価からHCV-HCS評価への移行

### 新規開墾を行ケース

- 新規農園及び既存の非認証農園で、2018年11月15日以降に開墾を行う。
  - 既存のHCV評価なし。
    - 新たにHCV-HCS評価が必要。
  - HCV評価は実施したが、2018年11月15日より前にALSに提出せず。
    - 新たにHCV-HCS評価が必要。
  - 2018年11月15日より前にALSにHCV評価を提出したが、承認待ち。→新たにHCV-HCS評価が必要。
    - ALSの審査が合格の場合には、承認されたHCV評価でもよい。
    - ALSの審査が不合格の場合は、新たにHCV-HCS評価が必要。
  - 2018年11月15日までに新規作付け手順(NPP)を開始し、2018年11月15日より前にHCV評価を実施してALSに合格した。
    - ALSの審査が合格の場合には、承認されたHCV評価でもよい。
    - ALSの審査が不合格の場合は、新たにHCV-HCS評価が必要。
    - ALSで承認されたHCV評価でよい。
- 既存の認証農園(2018年11月15日より前に認証を取得したもの)で、2018年11月15日以降に開墾を行う。
  - 新たにHCV-HCS評価が必要。
- 開墾を予定する地域が、3年より長くは放置されていない牧草地、インフラ、農地又は単作の樹木農園のみである場合。
  - 有効なHCV評価+事前のHCV評価はないが在来植生を伐採していないことを証明する土地利用変化分析(LUCA)でもよい。

RSPOは2004年に設立された国際的非営利団体です。  
信頼のおける世界的な規格と利害関係者の関与を通じて、  
持続可能なパーム油製品の成長と使用を推進することを目的としています。

[www.rspo.org](http://www.rspo.org)



Roundtable on Sustainable Palm Oil  
Unit A-37-1, Level 37, Tower A  
Menara UOA Bangsar  
No.5 Jalan Bangsar Utama 1  
59000 Kuala Lumpur  
T +603 2302 1500  
F +603 2302 1543

**Other Offices:**  
Jakarta, Indonesia  
London, United Kingdom  
Beijing, China  
Bogota, Colombia  
New York, USA  
Zoetermeer, Netherlands

 [rspo@rspo.org](mailto:rspo@rspo.org)  
 [www.rspo.org](http://www.rspo.org)